

Ⅲ 平成26年度愛知県交通安全実施計画

第 1 節 道路交通環境の整備

項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	(実施機関) 県道路維持課、警察本部交通部
細目	(1) 生活道路等における交通安全対策の推進	

1 計画の実施方針及び重点施策

死傷事故の発生割合が高い住居系地区や自動車の通行よりも歩行者・自転車の安全確保が優先されるべき地区について、警察及び道路管理者が連携して、面的かつ総合的な交通安全対策を推進し、交通事故の抑止を図る。

2 計画の内容

(県道路維持課)

- (1) 歩道の整備や路肩カラー化により、安心して移動できる歩行者空間ネットワークを整備する経路対策を実施する。

県道上半田川名古屋線 瀬戸市地内 始め 6 地区 6 路線

- (2) 外周道路の交通を円滑化するための交差点改良等によるエリア内への通過車両の抑制対策等を実施する。

(警察本部交通部)

- (3) 自動車の通行よりも歩行者・自転車の安全確保が優先されるべき一定の区域について、最高速度 30 km/h の区域規制等を始め、道路管理者の事業も組み合わせ、通過交通や自動車の走行速度の抑制をコンセプトとする生活道路対策を推進する。(施策名「ゾーン 30」)
- (4) ゾーン 30 の区域内を中心に道路標識・道路標示の整備等の安全対策を推進する。
- (5) 生活関連経路を構成する道路を中心に視覚障害者用付加装置、高齢者等感応化等のバリアフリー対応型信号機を整備する。
- (6) 歩行者と自動車の流れを分離して歩行者と自動車の事故を防止する歩車分離式信号機の導入を推進する。
- (7) スリーポイントセフティ対策(交差点、カーブ及び中央分離帯開口部対策)の推進

平成 25 年中に交通死傷事故が多発した交差点を中心に、集中的に安全対策を講じるスリーポイントセフティ対策を推進し、道路管理者と連携した合同点検及び対策会議を開催し、交通規制の実施及び交通安全施設等の整備を図る総合的な交通対策を行う。

項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目	(2) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備	

1 計画の実施方針及び重点施策

高齢者や障害者を含め全ての人々が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道等を積極的に整備する。

2 計画の内容

(中部地方整備局)

(1) 歩行者空間等の整備

歩行者及び自転車利用者の道路交通環境をより安全・安心なものとするため、通学路等における歩行空間の整備、改善及び自転車利用環境の整備等を推進する。

(県道路維持課)

(2) 歩行空間等の整備

高齢者、障害者等を含めた全ての人々が歩きやすい平坦で幅の広い歩道の整備を図る。

(3) バリアフリー法の特定道路等において、歩道の段差、勾配等の改善、視覚障害者誘導ブロック等の歩行空間のバリアフリー化を推進する。

- ・ 歩道のバリアフリー化 主要地方道知多東浦線 知多市地内
一般県道岡崎幸田線 幸田町地内 等

(警察本部交通部)

(4) 高齢者交通安全エリアの設定による総合対策の推進

高齢者の事故が多発している地域を高齢者交通安全エリアとして設定し、通行禁止規制、高齢運転者等専用駐車区間の設置等の交通規制の他、標識・標示の整備、信号灯器のLED化、視覚障害者用付加装置の整備を推進する。

事業内容	事業量	事業費
<ul style="list-style-type: none"> ・ 信号機新設 ・ 信号灯器LED化 ・ 信号改良等 ・ 路側標識（高輝度） ・ 道路標示更新 ・ 視覚障害者用付加装置 	<ul style="list-style-type: none"> 19基 99灯 26基 1,140本 92.0km 50基 	284,348千円

項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	(実施機関) 中部地方整備局、県都市整備課、県道路維持課
細目	(3) 無電柱化の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 歩道の幅員の確保等により歩行者の安全を図るため、「無電柱化ガイドライン」に沿って安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、災害の防止、観光振興、地域文化の振興、地域活性化に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。</p> <p>2 計画の内容 (中部地方整備局) (1) 電線共同溝 (C・C・BOX) の整備 一般国道1号、153号 (本体工事実施箇所) L (道路延長) = 3.0 km (県道路維持課) (2) 電線共同溝 (C・C・BOX) の整備 (本体工事実施箇所) 一般県道岡崎幸田線 岡崎市内 0.01 km (県都市整備課) (3) 電線共同溝 (C・C・BOX) の整備 (都市計画道路番号) 3・4・15 水源橋線 豊田市地内 0.80 km 等</p>		

項目	2 通学路における交通安全対策の推進	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目	(1) 歩道整備等の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 小学校、幼稚園、保育所、児童館等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進する。</p> <p>2 計画の内容 特に通学児童又は幼児が40人以上通行する区間、小学校等の敷地の出入口から1 km以内の区域の通学路で安全を特に確保する必要がある区間については、重点的に整備を実施する。 また、通学路の合同点検の結果、対策が必要な箇所について、速やかに対策を実施する。 歩道の設置又は拡幅を推進するとともに、密集市街地で拡幅が極めて困難な場合は、防護柵の設置やカラー舗装による歩行空間の明示等の簡易な整備を実施する。このほか、信号機の新設、歩行者用信号灯器の増灯及びLED化、立体横断施設の整備、横断歩道等の拡充により、通学路、通園路の整備を図る。 (中部地方整備局) (1) 歩行者空間等の整備 歩行者及び自転車利用者の道路交通環境をより安全・安心なものとするため、通学路等における歩行空間の整備、改善及び自転車利用環境の整備等を推進する。</p>		

(県道路維持課)

(2) 通学路等の歩道整備

一般県道浅井清須線 一宮市内
一般県道津島七宝名古屋線 あま市地内 等

(3) 防護柵の設置、路肩カラー舗装等の整備

(県警本部交通部)

(4) ゾーン30の整備

通学路を含む生活道路が集積する一定の区域において、生活道路における交通安全対策である「ゾーン30」の整備が効果的と認められる場合、道路管理者と連携し、通学路対策を視野に入れた「ゾーン30」の整備を積極的に推進するとともに、ゾーン30の区域内を中心に道路標識・道路標示の整備等の安全対策を推進する。

項目	2 通学路における交通安全対策の推進	(実施機関) 県地域安全課、県道路維持課、県警本部交通部、県教育委員会健康学習課
細目	(2) 交通安全確保に関する組織横断的な推進体制の確立	

1 計画の実施方針及び重点施策

通学路における児童、学生等の交通安全を確保するため、市町村教育委員会、市町村、関係機関・団体等による組織横断的な推進体制を確立し、小学校、警察、道路管理者等が実施する通学路点検、交通安全対策等の検討を進める。

2 計画の内容

(県地域安全課)

(1) 市町村において、通学路の交通安全対策を円滑に実施していくために継続して協議の場を設けていく必要があることから、県教育委員会と連携し、「市町村通学路安全推進会議」の設置を働きかけていく。

(教育委員会健康学習課)

(2) 市町村教育委員会に対して「市町村通学路安全推進会議」の設置を働きかけ、関係機関の連携の強化を図るとともに、同会議を中心に、対策を検討するよう依頼する。

(3) 通学路安全推進事業 (文部科学省委託事業)

支援を必要とする市町村に対し、交通計画等の専門家を通学路安全対策アドバイザーとして派遣し、対策の難しい危険箇所の調査及び安全対策に係る助言を行う。また、通学路安全対策アドバイザー、県関係部局、市町村教育委員会によって構成される愛知県通学路安全推進委員会において通学路安全対策の在り方について協議し、協議内容を市町村に情報提供する。

項目	2 通学路における交通安全対策の推進	(実施機関) 県地域安全課、警察本部 交通部
細目	(3) 交通安全を確保するためのドライバー等に対する普及啓発活動等の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 通学路における児童、生徒等の交通安全を確保するため、ドライバーに対する普及啓発活動を推進する。</p> <p>2 計画の内容 (県地域安全課)</p> <p>(1) 通学時間帯における企業の交通安全活動の推進 児童の通学時間帯に、サイン板等を活用した立哨活動により啓発活動を実施する企業等を募集し、啓発資材を提供することで企業の交通安全活動の支援を行い、通学路における交通事故の防止を図る。 318千円</p> <p>(2) 広報啓発活動の推進 ドライバーに対して広報媒体の活用や啓発キャンペーンの実施など、効果的な広報啓発を実施する。 (警察本部交通部)</p> <p>(3) 運転者教育の推進 自動車運転者に対する交通安全教育として、運転免許更新時の講習及び企業等に対する交通安全教室等により、通学路における安全な通行方法等に係る交通安全教育を推進する。</p> <p>(4) 通学路等における交通指導取締り 自動車運転者に対して児童に対する保護意識を醸成し、より安全な通学路を確保するため、通学路を始め、通学児童が利用する生活道路及び周辺道路において、通行禁止違反等の各種交通指導取締りを実施する。</p>		

項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	(実施機関) 中部地方整備局、警察本部 交通部
細目	(1) 愛知県事故ゼロプランの推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 交通安全に資する道路整備事業の実施に当たって、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、少ない予算で最大の効果を獲得できるよう、次の手順により「愛知県事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を推進する。</p> <p>2 計画の内容 (中部地方整備局) 事故ゼロプランの取組 事故発生状況の分析結果と地元の声をもとに抽出した“改善すべき道路構造”に対し、重点対策メニューを検討する。対策実施箇所に対して、事前・事後調査に基づく評価を行い、重点対策メニューの見直しを行う等、継続的に改善を行う。</p>		

項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目	(2) 事故危険箇所対策の推進	

1 計画の実施方針及び重点施策

交通事故が多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、事故危険箇所対策事業として、交通安全施設等による交通事故防止対策を実施し、安全で安心して利用できる道路交通環境を整備する。

2 計画の内容

(中部地方整備局)

- (1) 近年の事故データを基に、事故の発生割合の高い区間、重大事故の発生区間より選定した事故危険箇所について、事故データの客観的な分析による事故原因の検証を実施し、効果的な事故防止対策を実施する。

(県道路維持課)

- (2) 事故危険箇所対策として、第3次社会資本整備重点計画の期間である平成24年度から平成28年度に対策を講じる箇所について平成25年7月17日に国土交通省より新たに指定を受けたことから、平成26年度は引き続き公安委員会と連携して、43箇所の対策を進めるほか、その他の箇所について効果的な対策の検討を行う。

- (3) 平成19年度から実施している緊急事故対策を継続し、平成26年度は、平成25年に死傷事故が多発した交差点の対策立案を実施する。

(警察本部交通部)

- (4) 事故多発地点の重点的整備

交通事故が多発している交差点・路線を重点に、街頭活動の強化を図るほか、速度規制を遵守させるための信号制御の見直しや信号交差点における多現示化などの信号機改良、交通規制、交通安全施設の整備を実施するなど、必要な交通事故防止対策を推進する。

主な交通安全施設の整備計画

事業内容	事業量	事業費
<ul style="list-style-type: none"> ・ 信号灯器のLED化等 ・ 信号機新設 ・ 信号機改良 ・ 道路標識新設・更新 ・ 道路標示新設・更新 	<p>1, 786灯</p> <p>29基</p> <p>310基</p> <p>6, 915本</p> <p>1, 199Km</p>	1, 457, 135千円

項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	(実施機関) 県道路維持課、警察本部交通部、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社
細目	(3) 幹線道路における交通規制	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>交通需要実態に応じた総合的、抜本的な交通渋滞解消対策を推進する。 高速自動車国道等の安全を確保するため交通の状況に応じた交通規制を実施する。 特に、異常気象、重大事故発生時等の交通事情の変化に対応した最高速度規制、通行禁止規制を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 幹線道路ネットワーク等総合的交通管理の推進 幹線道路の交通実態に即していない交通規制の見直しを実施するとともに、交差点における適正な交通処理、中央分離帯開口部の閉鎖及び道路改良の促進の働き掛け等の諸対策を講じ、幹線道路ネットワーク等総合的交通管理を推進する。</p> <p>(2) 道路法に基づく通行禁止又は制限 道路の損壊又は異常気象等により交通の危険が認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合は、通行の禁止又は制限を実施する。 また、名古屋第二環状自動車道引山IC～大森IC間は水底トンネル（守山トンネル、名東トンネル）があるため、危険物積載車両の通行の禁止又は制限を行う。</p> <p>(3) 交通障害発生時における交通規制の実施 交通事故、交通渋滞等の交通障害が発生した場合は、二次障害を防止するため、その状況に応じた交通規制を迅速かつ的確に実施し、交通情報板等による広報活動を行う。</p> <p>(4) 道路交通渋滞の解消及び利用者へのサービスの向上等、より良い環境を整備する。</p>		

項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社
細目	(4) 重大事故の再発防止	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>交通死亡事故等重大事故が発生した場合には、速やかに当該箇所の道路交通環境等事故発生の要因について調査するとともに、交通安全施設の整備等必要な措置を講じる。</p> <p>2 計画の内容 (警察本部交通部)</p> <p>交通死亡事故等の重大事故が発生した場合、道路管理者と合同で現場点検、現地検討会(一次点検)を実施し、その結果等を警察本部、警察署等で共有することにより、同様に道路交通環境の改善を図るべき危険箇所を発見し、当該危険箇所において交通事故を防止するための予防的な措置を講じる「二次点検プロセス」を推進する。また、道路管理者において進める「事故ゼロプラン」との連携を図り、計画的かつ効果的な再発防止対策を推進する。</p>		

項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	(実施機関) 中部地方整備局、県都市整備課、県道路建設課、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社
細目	(5) 適切に機能分担された道路網の整備	

1 計画の実施方針及び重点施策

基本的な交通の安全を確保するため、高規格幹線道路から住区内道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう道路の体系的整備を推進するとともに、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進する。

また、一般道路に比べて安全性が高い高規格幹線道路等へ交通の転換を促進し、死傷事故の減少を図る。そのため、高規格幹線道路等のネットワークの整備の推進、都市高速道路のネットワークの整備推進、渋滞対策、インターチェンジの増設等を実施し、高規格幹線道路等をより利用しやすい環境の整備を推進する。

2 計画の内容

(中部地方整備局)

<高規格幹線道路等の自動車専用道の整備>

一般国道474号(三遠南信自動車道、佐久間道路・三遠道路)

L(道路延長) = 27.9km(県内14.5km)

<バイパス及び環状道路の整備>

一般国道23号(豊橋東バイパス、豊橋バイパス、蒲郡バイパス、岡崎バイパス、知立バイパス)

L(道路延長) = 72.7km

一般国道153号(豊田西バイパス、豊田北バイパス) L(道路延長) = 20.1km

一般国道155号(豊田南バイパス) L(道路延長) = 12.9km

一般国道302号(南部Ⅰ、南部Ⅱ、西南部、西北部、北部、東北部、東部、東南部)

L(道路延長) = 58.6km

(県道路建設課)

一般国道473号 (バイパス) 岡崎市地内

一般国道151号 (バイパス) 新城市地内

県道瀬戸大府東海線 (バイパス) 長久手市地内

県道東三河環状線 (バイパス) 豊橋市、豊川市地内 等

(県都市整備課)

(都市計画道路番号) 3・3・2 北尾張中央道(県道萩原三条北方線) 一宮市内

(都市計画道路番号) 3・3・11 名古屋半田線(県道名古屋半田線) 東海市・東浦町地内

(都市計画道路番号) 3・2・262 名古屋津島線(県道名古屋津島線) 津島市内

(都市計画道路番号) 3・4・64 美合線(県道市場福岡線) 岡崎市内 等

(中日本高速道路株式会社)

第二東名高速道路(新東名高速道路)の建設 浜松いなさJCT～豊田東JCT

(名古屋高速道路公社)

<都市高速道路の整備>

名二環西南部連絡路

<道路ネットワーク全体の安全性の向上>

都市高速道路の整備の推進、ETCを活用した料金施策等を図ることによって、より多くの交通量を分担させることで、道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。

項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	(実施機関) 警察本部交通部、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社
細目	(6) 高速自動車国道等における事故防止対策の推進	

1 計画の実施方針及び重点施策

高速自動車国道等においては、緊急に対処すべき交通安全対策を総合的に実施する観点から、交通安全施設等の整備を計画的に進めるとともに、渋滞区間における道路の拡幅等の改築事業、適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図る。

2 計画の内容

(警察本部交通部)

(1) 道路管理者と連携を図り、交通情報板を活用した情報提供を実施する。

(中日本高速道路株式会社)

(2) 高速道路における安全かつ円滑な交通の確保及び道路構造保全のため、照明、高機能舗装、防護柵改良、施設の改良等を各種集中工事等において実施する。

(3) 交通安全対策として、雨天時の交通事故防止や重大事故防止のため、高機能舗装・強化型防護柵等の整備をするとともに、信頼性の高い道路の確保のため、既設橋梁の耐震補強や冬季交通確保を推進する。

(名古屋高速道路公社)

(4) 安全で円滑な自動車交通の確保及び道路構造保全のために、高機能舗装の整備等を進める。

項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	(実施機関) 中部地方整備局、県都市整備課、県道路維持課、県道路建設課
細目	(7) 改築による道路交通環境の整備	

1 計画の実施方針及び重点施策

交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、道路の改築事業を強力に推進する。

2 計画の内容

(中部地方整備局)

(1) 道路拡幅

一般国道1号(名古屋市内) L(道路延長) = 2.1 km

(2) 局部改良

一般国道153号(豊田市内) L(道路延長) = 2.4 km

(県道路建設課)

(3) 現道拡幅

主な事業

一般国道155号 小牧市地内

一般国道420号 設楽町・新城市地内

県道瀬戸大府東海線 大府市地内

県道名古屋江南線 岩倉市地内 等

(県都市整備課)

(4) 現道拡幅

(都市計画道路番号) 3・3・257	瀬戸大府東海線	(県道瀬戸大府東海線)	瀬戸市地内
(都市計画道路番号) 3・3・23	豊田則定線	(県道則定豊田線)	豊田市地内
(都市計画道路番号) 3・4・22	田原中央線	(県道田原高松線)	田原市地内
(都市計画道路番号) 3・4・343	西今宿東条線	(県道名古屋甚目寺線)	あま市地内 等

(県道路維持課)

(5) 交差点改良、歩道設置

一般国道301号	豊田市地内	主要地方道あま愛西線	あま市地内
一般国道473号	設楽町地内	主要地方道名古屋半田線	阿久比町地内 他

項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	(実施機関) 県道路維持課、警察本部交通部
細目	(8) 交通安全施設等の高度化	

1 計画の実施方針及び重点施策

事故危険箇所対策事業として、道路の構造及び交通の実態を勘案して交通事故が発生する危険性が高い場所等に信号機を設置するとともに、既設の信号機については、高度化等を図る。

2 計画の内容

(県道路維持課)

(1) 交通安全を確保するために、排水性舗装を始めとした高機能舗装や高視認性区画線等の整備を推進する。

(警察本部交通部)

(2) 既設の信号機については、交通状況の変化に合理的に対応できるように、集中制御化、系統化、プログラム多段化、多現示化等の高度化を図る。また、道路利用者の安全通行の確保を図るため、信号灯器のLED化を推進する。

主な交通規制、交通安全施設の整備計画

事業内容	事業量	事業費
交通管制センターの高度化	1式	1,176,978千円
信号機の高度化		
・集中制御化	15基	
・系統化	40基	
信号機改良その他	561基	
信号灯器LED化	667灯	

(3) 交通事故多発路線における信号制御を見直し、制限速度の遵守を図る。

項目	4 交通安全施設等整備事業の推進	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目	(1) 歩行者・自転車等の生活道路対策の推進	

1 計画の実施方針及び重点施策

生活道路においては、人優先の考えの下、面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。また、自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。

2 計画の内容

(中部地方整備局)

(1) 歩行者空間・自転車走行空間等の整備

歩行者及び自転車利用者の道路交通環境をより安全・安心なものとするため、通学路等における歩行空間の整備、改善及び市町村が策定する自転車利用環境の計画と整合を図りながら整備等を推進する。

(県道路維持課)

(2) 歩行空間等の整備

ア 歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行を確保するため、歩道及び自転車道等の整備を図る。

イ 高齢者、障害者等にとっても歩きやすい平坦で幅の広い歩道の整備を図る。

ウ 児童、幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の整備を図る。

(3) バリアフリー法の特定道路等を構成する道路において、歩道の段差、勾配等の改善、電線類の地中化等歩行空間のバリアフリー化を推進する。

(警察本部交通部)

(4) 生活道路において、信号灯器のLED化、視覚障害者用付加装置、高齢者等感応化等のバリアフリー対応型信号機、道路標識の整備等、交通弱者に優しい道路環境の整備を推進する。

交通安全施設の整備計画

事業内容	事業量	事業費
・ 信号機新設	19基	284,348千円
・ 信号機改良等	26基	
・ 信号灯器LED化	99灯	
・ 路側標識(高輝度)更新	1,140本	
・ 道路標示更新	92.0Km	
・ 視覚障害者用付加装置	50基	

項目	4 交通安全施設等整備事業の推進	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目	(2) 幹線道路対策の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>交通事故が多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、事故危険箇所対策事業として、交通安全施設等の整備により事故防止対策を実施し、安全で安心して利用できる道路環境を実現する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(中部地方整備局)</p> <p>(1) 交差点のコンパクト化、路面標示、エスコートマーク、カラー舗装による減速・注意喚起対策、道路照明、高輝度区画線による視認性確保等を行い、事故危険箇所対策等の推進を図る。 (県道路維持課)</p> <p>(2) 死傷事故が多発している箇所を中心に、交差点のコンパクト化、路面標示、エスコートマーク、カラー舗装による減速・注意喚起対策、道路照明、高輝度区画線による視認性確保等を行い、事故危険箇所対策等の推進を図る。 (警察本部交通部)</p> <p>(3) スリーポイントセフティ対策の推進</p> <p>平成25年中に交通死傷事故が多発した交差点、カーブ及び中央分離帯開口部に、集中的に安全対策を講じるスリーポイントセフティ対策を推進し、道路管理者と連携した合同点検及び対策会議を開催して交通規制の実施及び交通安全施設等の整備を図る総合的な交通対策を行う。</p>		

項目	4 交通安全施設等整備事業の推進	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目	(3) 交通円滑化対策の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>安全で円滑な道路交通環境を確保するため、「歩行者等の安全通行の確保」及び「幹線道路における交通の安全と円滑の確保」等の対策を重点に、交通安全施設の整備事業を推進する。 また、都市部の特に違法駐車が著しい幹線道路において、違法駐車抑止システム等の運用による駐車対策を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(中部地方整備局)</p> <p>(1) 安全で円滑・快適な道路交通環境を構築していくため、統合道路管理情報センターを活用し、情報収集・提供を行う。 (県道路維持課)</p> <p>(2) 交通円滑化対策を推進するために、交差点改良等を行う。 (警察本部交通部)</p> <p>(3) 交通に関する情報の収集・分析及び伝達並びに信号機の操作を広域的かつ総合的に行うため、交通管制エリアの拡大等交通管制システムの充実・高度化を図る。</p>		

(4) 幹線道路において、交通の変動実態を的確に把握し、予想される変動に対応した信号制御を行うため、系統化、半感应化、多現示化等の信号機の高度化を図る。

また、交通流の変動にきめ細かく対応した信号制御等を可能とする交通管制システムの高度化の推進を図る。

(5) 安全で円滑な交通の確保を図るため交通監視カメラ、交通情報板等の整備を図る。

交通安全施設の整備計画

事業内容	事業量	事業費
<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通管制センターの高度化 ・ 集中制御器（拡大） ・ 信号機新設 ・ 信号機改良 ・ 信号機系統化 ・ 信号灯器LED化 ・ 情報収集提供装置 ・ 大型標識更新 ・ 路側標識(高輝度)更新 ・ 道路標示更新 	<p style="text-align: right;">1 式</p> <p style="text-align: right;">1 5 基</p> <p style="text-align: right;">1 2 基</p> <p style="text-align: right;">8 4 7 基</p> <p style="text-align: right;">4 0 基</p> <p style="text-align: right;">6 6 7 灯</p> <p style="text-align: right;">1 8 6 基</p> <p style="text-align: right;">1 4 本</p> <p style="text-align: right;">4, 3 0 0 本</p> <p style="text-align: right;">3 4 4 km</p>	1, 930, 579千円

(6) 違法駐車抑止システム等の運用

違法駐車抑止システム

中警察署管内の主な交差点に15基を運用

交通監視カメラ

県内に64基を運用

項目	4 交通安全施設等整備事業の推進	(実施機関) 中部地方整備局、警察本部交通部
細目	(4) IT化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現	

1 計画の実施方針及び重点施策

交通事故、交通渋滞、環境汚染等の道路交通問題を解決し、安全・快適な道路環境を実現するため、信号機の高度化、交通管制センターの高度化等の推進を図るとともに、情報収集・提供環境の拡充等により、道路交通情報提供の充実等の推進を図る。

2 計画の内容

(中部地方整備局)

(1) 統合道路管理情報センターを活用し、情報収集・提供を行う。

(警察本部交通部)

(2) 交通管制センターの高度化、集中制御エリアの拡大、交通情報板の整備等、交通管制システムの拡充等を図り、交通の実態に的確に対応した信号制御を行う。

主な交通管制機器の整備計画

事業内容	事業量	事業費
<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通管制センターの高度化 ・ 集中制御機（拡大・更新） ・ 交通情報収集提供装置 ・ 交通情報板 ・ 交通監視カメラ 	1 式 1 1 0 基 1 8 6 基 2 基 3 基	9 3 0 , 6 1 5 千円

(3) 交通管制センターの高度化等を図る。

- ア 集中制御機（拡大・更新）
西区円頓寺始め 1 1 0 交差点
- イ 交通情報板の更新
国道 4 1 号、国道 2 3 号
- ウ 交通監視カメラの更新
市道堀田高岳線、市道金城埠頭線、国道 1 5 3 号
- エ 交通管制センターの高度化
本部センター、都市センター等

項目	4 交通安全施設等整備事業の推進	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目	(5) 道路交通環境整備への住民参加の促進	

1 計画の実施方針及び重点施策

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を生かすことが重要であることから、地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、道路利用者等が日常感じている意見について、「標識BOX」及び「信号機BOX」(はがき、インターネット等を利用して、運転者等から道路標識、信号機等に関する意見を受け付けるもの)、「道の相談室」等を活用して取り入れ、道路交通環境の整備に反映する。

また、安全な道路交通環境の整備に係る住民の理解と協力を得るため、事業の進ちょく状況、効果等について積極的に公表する。

2 計画の内容

(県道路維持課・警察本部交通部)

(1) 交通安全総点検の実施

豊田市始め 2 0 地区で実施 (交通事故が多い地区に重点化)

(中部地方整備局・県道路維持課)

(2) 住民の意見の道路交通環境整備への反映

標識BOX、道の相談室の設置等によせられる道路利用者の意見を道路交通環境の整備に反映する。

(警察本部交通部)

(3) 住民等からの意見を反映した交通安全施設の整備

標識BOX等による意見・要望に対しては、現場調査等を行い、その措置について要望者に対して説明を行うなど、住民等の意見を反映した交通安全施設の整備を推進する。

項目	4 交通安全施設等整備事業の推進	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目	(6) 連絡会議の活用	
1 計画の実施方針及び重点施策 「愛知県道路交通環境安全推進連絡会議」、「アドバイザー会議」、「愛知県交通安全対策推進連絡会議」を活用し、学識経験者等のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。		
2 計画の内容 (中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部) 「愛知県道路交通環境安全推進連絡会議」、「アドバイザー会議」、「愛知県交通安全対策推進連絡会議」を活用し、積極的に交通事故対策の推進を図る。		

項目	5 効果的な交通規制等の推進	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(1) 地域の特性に応じた交通規制	
1 計画の実施方針及び重点施策 通過交通のための幹線道路、地域内交通のための生活道路及び歩行者・自転車利用者のための道路について、それぞれの地域や道路の特性に応じた交通事故防止効果の高い交通規制を実施する。		
2 計画の内容 道路の実態、交通流・量、交通事故発生状況等地域の交通実態に適合した、総合的な交通規制を実施する。 また、既設の交通規制についても道路交通環境の変化等により、現場の交通実態に適合しなくなっていないか見直し、適正でより合理的な交通規制を推進する。		

項目	5 効果的な交通規制等の推進	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(2) 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 安全で機能的な都市交通確保のため、通過交通は、幹線道路へ誘導し、生活道路は速度抑制を図るなど、計画的な都市総合交通規制を実施し、交通流・量の適切な交通管理を図る。</p> <p>2 計画の内容 道路の実態、交通流・量等、都市の交通実態に適合した総合的な交通規制を実施する。</p>		

項目	5 効果的な交通規制等の推進	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(3) より合理的な交通規制の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 より合理的な交通規制を図るため、交通規制の種類に応じ、当該交通規制を実施している道路における交通実態を調査・分析し、その結果、交通規制実施後の道路交通環境の変化等により現場の交通実態に適合しなくなったと認められる場合には、交通規制の内容の変更又は交通規制の解除、道路利用者に対する交通規制の理由の説明、道路管理者に対する道路の整備又は改良の働き掛け、地方公共団体、民間事業者等に対する路外施設の整備等の働き掛け等の道路交通環境の整備を図る。</p> <p>特に速度規制については、「交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言」を踏まえつつ、最高速度規制が交通実態に合った合理的なものとなっているかどうかの観点から点検・見直しを推進する。</p> <p>2 計画の内容 片側2車線以上の道路又は一方通行の多車線道路で、50km/h以下の最高速度規制が実施されている区間について、実勢速度等交通実態を踏まえ、最高速度の引上げを行うなど、最高速度規制の見直しを推進する。</p> <p>また、平成25年の改正道路交通法により新設される環状交差点としての交通規制を実施すべき箇所の適切な選定に努める。</p>		

項目	6 自転車利用環境の総合的整備	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目	(1) 安全で快適な自転車利用環境の創出	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 良好な自転車交通秩序を実現し、自転車関連事故を抑止するために、歩行者・自転車・自動車の交通量等交通実態を踏まえて自転車道や自転車専用通行帯といった自転車走行空間を整備するとともに、自転車に関連する交通規制の見直し等を行い、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図る。</p>		

2 計画の内容

(中部地方整備局)

(1) 自転車走行空間の整備

市町村が策定する自転車利用環境の整備計画と整合を図りながら、自転車走行空間の整備を進める。

(県道路維持課)

(2) 自転車走行空間の整備

市町村が策定する自転車ネットワーク計画と整合を図りながら、現状の利用状況を十分に把握し、必要性の高い区間の自転車走行空間の整備を進める。

(警察本部交通部)

(3) 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、自転車道や自転車専用通行帯の整備促進を図るとともに、道路環境・交通実態に応じて、幅員3メートル未満の歩道における普通自転車歩道通行可等の交通規制の見直しを行い、自転車と歩行者の分離を図る。

項目	6 自転車利用環境の総合的整備	(実施機関) 中部地方整備局、県交通対策課
細目	(2) 自転車等の駐車対策の推進	

1 計画の実施方針及び重点施策

自転車等の駐車対策については、鉄道の駅周辺等における放置自転車等の問題の解決を図るため、市町村、道路管理者、警察、鉄道事業者等と適切な協力関係を保持し、地域の状況に応じ、放置自転車クリーンキャンペーン等により、駅前広場及び道路に放置されている自転車等の整理・撤去等の推進を図る。

放置自転車の実態

(平成25年10月または11月調べ)

駐車台数	駐車場利用台数	放置台数	放置率
260, 171台	240, 620台	19, 551台	7.5%

2 計画の内容

(中部地方整備局)

(1) 自転車駐車場の整備

自転車駐車場整備の整備計画については、引き続き調査検討を実施する。

(県交通対策課)

(2) 自転車駐車対策の実態調査を行うとともに、関係行政機関等の連絡調整を密にし、自転車利用者のモラルの向上を図るための啓発活動を実施する。

- ・ 自転車駐車等に関する実態調査の実施
- ・ 放置自転車クリーンキャンペーンの実施

項目	6 自転車利用環境の総合的整備	(実施機関) 県道路維持課
細目	(3) 大規模自転車道の整備	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 交通の安全を確保し、併せて余暇活動の増大に対応した歴史や自然に親しめる大規模自転車道の整備を推進する。</p> <p>2 計画の内容 (県道路維持課) 県道豊田安城自転車道線 豊田市</p>		

項目	7 高度道路交通システムの活用	(実施機関) 東海総合通信局、中部地方整備局、警察本部交通部、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社
細目	(1) 道路交通情報通信システムの整備	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 道路交通情報に対する道路利用者のニーズは、高度化・多様化してきており、情報板、情報ターミナル等、道路交通情報システムの高度化が求められている。 このような道路交通を巡る諸問題や利用者ニーズに対応するためには、量的な道路及び道路関連施設の整備を進めるとともに、道路の利用率を高めるソフトな対応が必要である。 このため、道路交通情報を収集、処理及び編集して車載機との通信により個々の車両に道路情報を直接かつリアルタイムに提供し、ドライバーが的確に情報の活用を行うことができる道路交通情報通信システム（VICS）の整備と高度化を図る。 安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムな渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するVICSの整備・拡充を推進するとともに、高精度な情報提供の充実及び対応車載機の普及を図る。 また、より高精度な道路交通情報の収集・提供のため、光ビーコン、ITSスポット等のインフラの整備を推進するとともに、インフラからの情報を補完するものとして、VICS車載機を活用した自動車からの情報（プローブ情報）の収集等について産・学・行政の連携の下、実現を図る。</p> <p>2 計画の内容 (東海総合通信局) (1) 安全で円滑な道路交通を確保するため、渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報をドライバーに対してリアルタイムに提供する道路交通情報通信システム（VICS）の高度化を推進する。 (警察本部交通部) (2) 道路交通情報通信システム（VICS）を活用し、精度の高い交通情報をドライバーに提供するための情報収集提供装置等の整備を積極的に推進する。 (中日本高速道路株式会社) (3) 平成9年4月24日からビーコン送信機の運用を開始している。平成26年度は情報提供内容等検討・改良を引き続き行う。</p>		

項目	7 高度道路交通システムの活用	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(2) 新交通管理システムの推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 最先端の情報通信技術を用いて総合交通管理を目指すとともに、交通の安全、円滑、快適性を確保しようとする新交通管理システムの整備を推進する。</p> <p>2 計画の内容 交通情報提供、公共車両優先、現場急行支援、安全運転支援等を図る新交通管理システム（UTMS）の構想に基づき、システムの充実、交通管制センター等の高度化を図る。 (警察本部交通部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通管制センターの高度化 本部センター、都市センター等 ・ 光ビーコンの整備 UTMSのキーインフラである光ビーコンの整備を促進する。 		

項目	7 高度道路交通システムの活用	(実施機関) 東海総合通信局、警察本部交通部
細目	(3) 交通事故防止のための安全運転支援システムの推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 安全運転支援システム（DSSS）の公道における実証実験を継続し、その実用化を図る。</p> <p>2 計画の内容 右左折時歩行者横断見落とし防止システム及び追突防止・信号見落とし防止システムの実証実験を継続し、効果的なサブシステムの在り方等について検証を行いその実用化を図る。</p>		

項目	7 高度道路交通システムの活用	(実施機関) 東海総合通信局、中部地方整備局、中日本高速道路株式会社
細目	(4) スマートウェイの推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 ETCで導入されている狭域通信システム(DSRC-※)を利用した広範囲に渡るルート検索、安全運転支援に加え、自動料金決済、インターネット接続による場所やニーズに応じた地域ガイド、タイムリーな走行支援情報の提供等多様なITSスポットサービスについて、携帯電話、光通信等多様な通信メディアとの連携にも配慮しつつ実現を図る。</p>		

2 計画の内容

(中部地方整備局)

社会実験において高速道路上を中心に設置されているITSスポットを活用したITSスポットサービスについて、課題の抽出及び改善検討を行う。

※ DSRC : Dedicated Short Range Communications

項目	7 高度道路交通システムの活用	(実施機関) 中部運輸局、警察本部交通部
細目	(5) 道路運送事業に係る高度情報化の推進	
計画の実施方針及び重点施策 環境に配慮した安全で円滑な自動車の運行を実現するため、道路運送事業においてITS技術を活用し、公共交通機関の利用促進や物流の効率化を進める。		

項目	8 交通需要マネジメントの推進	(実施機関) 中部運輸局、中部運輸局愛知運輸支局、県交通対策課、警察本部交通部
細目	(1) 公共交通機関利用の促進	
1 計画の実施方針及び重点施策 道路交通混雑が著しい一部の道路について、バス専用・優先レーンの設定を推進するほか、鉄道、バス等の公共交通機関の確保・維持を図るための施策を展開する。また、クルマ（自家用車）と公共交通、自転車、徒歩などをかきこく使い分けるライフスタイル「エコモビリティライフ」（エコモビ）を県民運動として推進する。 そのため、「エコモビ」の実践を呼びかける普及啓発活動に取り組むとともに、パークアンドライドを促進するなど、公共交通機関への転換を図る。		
2 計画の内容 (中部運輸局愛知運輸支局) (1) 地域公共交通確保維持改善事業に基づき助成する。 (県交通対策課) (2) クルマ（自家用車）と公共交通、自転車、徒歩などをかきこく使い分けるライフスタイルを「エコモビリティライフ」と名付け、そのライフスタイルの普及・定着を目指し、機運醸成や意識啓発活動を行う。 (警察本部交通部) (3) 交通混雑が著しい道路について、必要に応じ、バス専用・優先レーンの設置を推進するとともに、現在設置しているバス専用レーン等について、バスの運行状況、渋滞状況等を調査し、見直しを図る。		

項目	8 交通需要マネジメントの推進	(実施機関) 県交通対策課、警察本部 交通部
細目	(2) 自動車利用の効率化	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>乗用車の平均乗車人数の増加及び貨物自動車の積載率の向上により効率的な自動車利用を推進するため、自動車相乗りの促進、共同配送システムの構築等による物流の効率化等の促進を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(県交通対策課)</p> <p>(1) クルマ（自家用車）と公共交通、自転車、徒歩などをかしこく使い分けるライフスタイルを「エコ モビリティ ライフ」と名付け、そのライフスタイルの普及・定着を目指し、機運醸成や意識啓発活動を行う。</p> <p>(警察本部交通部)</p> <p>(2) 交通情報板、光ビーコン等を活用して、交通渋滞状況、迂回道路、所要時間等の交通情報をタイムリーに提供し、交通の分散・誘導を図る。</p>		

項目	9 災害に備えた道路交通環境の整備	(実施機関) 中部地方整備局、県道路 維持課
細目	(1) 災害に備えた道路の整備	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>地震、豪雨等による災害が発生した場合においても、安全性、信頼性の高い道路交通を確保するため、道路構造物の補強等による耐震性の向上を図るとともに、道路交通の危険箇所について落橋防止に資する施設等を整備するなど各種防災対策を推進する。</p> <p>豪雨・豪雪、地震等による災害が発生した場合においても、安全性、信頼性の高い道路交通を確保するため、緊急輸送道路を中心として耐震性の向上、落石防止に資する施設整備を図るなど、各種防災対策を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(中部地方整備局)</p> <p>(1) 道路構造物の耐震補強 国道 1号、19号、22号、23号、41号、153号、155号、302号</p> <p>(2) 落石防止施設等の整備 国道153号</p> <p>(県道路維持課)</p> <p>(3) 落石防止施設等の整備 落石防止施設等 国道473号（東栄町）等</p> <p>(4) 橋梁の耐震対策 耐震補強 新城橋（国道301号・新城市）等</p>		

項目	9 災害に備えた道路交通環境の整備	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(2) 災害に強い交通安全施設等の整備	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>地震、豪雨、豪雪等による災害が発生した場合、安全な道路交通を確保するため及び交通管制センター等、交通安全施設の整備及び通行の禁止等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するため、交通規制資機材の整備を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>交通監視カメラ、交通情報板等の交通管制機器の整備を推進するほか、災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止による混乱を防止するため、信号機電源付加装置及び同接続箱の整備を推進する。</p>		

項目	9 災害に備えた道路交通環境の整備	(実施機関) 中部地方整備局、警察本部交通部
細目	(3) 災害発生時における交通規制等	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>大規模な災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、被災地及びその周辺道路において避難者の安全の確保を最優先させるとともに、災害発生直後においては道路や交通安全施設の損壊等の被害情報を迅速に収集し、災害応急対策を的確、円滑に行うための緊急交通路を早急に指定して、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制等の実施と、通行禁止内容及び回路等の交通情報を積極的に提供し、交通の混乱を防止する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(中部地方整備局)</p> <p>(1) 異常気象時における通行規制区間 一般国道153号 3か所 8.8km</p> <p>(警察本部交通部)</p> <p>(2) 災害時における緊急交通路の確保 災害発生時等には、最優先路線の23路線を始め、131の対象路線を中心として路線を指定し、緊急交通路として交通規制を実施する。</p> <p>(3) 南海トラフ巨大地震等における被害想定等を踏まえ、関係機関と連携し、広域的な交通規制計画の見直しを行う。</p>		

項目	9 災害に備えた道路交通環境の整備	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目	(4) 災害発生時における情報提供の充実	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・提供し、緊急交通路の確保及び交通情報の提供等を実施する。</p> <p>2 計画の内容 (中部地方整備局) (1) 災害発生時における道路の被災状況の的確な収集及び緊急交通路、緊急輸送路等の確保及び道路情報提供装置等の整備拡充を推進する。 (県道路維持課) (2) 災害発生時における道路の被災状況の的確な収集及び緊急輸送道路の確保及び道路情報提供装置等の整備拡充を推進する。 (警察本部交通部) (3) 大規模災害が発生した場合に、緊急交通路を確保するため、交通情報板、光ビーコン等の整備・拡充を図るとともに、リアルタイムに交通情報を提供し、交通の分散、誘導を促し、道路における混乱や交通事故、交通渋滞等を未然に防止する。</p>		

項目	10 総合的な駐車対策の推進	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(1) 秩序ある駐車場の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 道路交通の安全と円滑を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進する。</p> <p>2 計画の内容 (1) 重点を指向した違法駐車取締りの推進 違法駐車取締りに当たっては、歩行者等の安全通行を妨害する歩道上の駐車違反や車道を通行する自転車の安全通行を阻害する違法駐車取締りを一層強化することにより、歩行者・自転車等の安全を確保し、交通事故の抑止を図る。また、交差点内や横断歩道上など、道路交通の安全と円滑を阻害する悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点指向した取締りを推進する。 (2) 駐車規制及び駐車許可制度の適切な運用 必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域の駐車管理を見直し、自治会、地域住民の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細やかな駐車規制を引き続き推進する。また、路上における短時間駐車の高い需要と認められる道路の部分については、当該部分における駐車秩序を確保する必要があるときは、時間制限駐車区間規制を実施して、パーキング・メーターを整備するなど、よりきめ細やかな駐車時間の設定に努める。 駐車許可については、申請者の負担軽減の観点から、審査の迅速化を図り、申請手続きの合理化に努める。また、駐車規制から除外する車両等に対する標章交付の適正な運用を図る。</p>		

(3) 自動車の保管場所の確保に関する法律の適正かつ効果的な運用

保管場所証明等により、自動車の保管場所の確保を図り、路上放置を防止するとともに、保管場所としての道路使用等の自動車の保管場所の確保に関する法律違反の検挙に努め、同法の効果的な運用を図る。

保管場所法の適正かつ効果的な運用に努めるとともに、県民負担の軽減を図るため、自動車保有関係手続のワンストップサービスの安定的な運用に向けた取組を推進する。

項目	10 総合的な駐車対策の推進	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(2) 違法駐車対策の推進	

1 計画の実施方針及び重点施策

(1) 地域の実態に応じた取締り活動ガイドラインの策定

地域の駐車実態、地域住民の意見・要望を踏まえて、重点的に取締りを行う場所、時間帯等を定めた取締り活動ガイドラインを策定・公表して、当該ガイドラインによるメリハリを付けた取締りを推進し、県民の目に見える形で地域の駐車秩序の改善を図る。

取締り活動ガイドラインについては、定期的に見直しを行い、常に地域における違法駐車の実態を反映したものになるように努め、駐車監視員による放置車両の確認等に関する事務を効果的に推進する。また、平成25年の改正道路交通法の施行により、放置違反金の収納事務の私人委託が可能となることを踏まえ、放置違反金の収納実態を考慮しつつ導入を推進する。

(2) 駐車違反に対する責任追及の徹底

運転者の責任を追及できない放置駐車車両について、当該車両の使用者に対する放置違反金納付命令及び車両の使用制限命令の積極的な活用を図り、使用者責任の追及を徹底する。

また、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な駐車違反については、運転者に対する責任追及を徹底することにより、地域の駐車秩序の確立を図る。

2 計画の内容

(1) 使用者に対する責任の追及の徹底

ア 車両使用制限命令制度の推進

6か月以内に同一車両について一定回数以上繰り返して放置違反金納付命令を受けた者に対しては、3か月を超えない範囲内の車両使用制限処分を推進する。

イ 放置違反金の未納付者に対する納付の推進

放置違反金の納付命令を受けた者が、期限を経過しても納付しないときは、督促状による督促、催促状・電話・訪問による催促、差押予告状の発送、滞納処分の執行により徴収する。

(2) 駐車監視員による適正かつ効果的な確認事務の推進

駐車実態に応じた駐車監視員の運用を図るとともに、指導を徹底して適正かつ効果的な確認事務を推進する。

項目	10 総合的な駐車対策の推進	(実施機関) 中部地方整備局、県都市 計画課
細目	(3) 駐車場等の整備	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 都市部における道路混雑を緩和し、安全かつ円滑な道路交通を確保するとともに、中心市街地の活性化を図るため、必要な自動車駐車場の整備計画を検討する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 違法駐車が特に激しい幹線道路において道路管理者・公安委員会・地方公共団体等が一体的・集中的に駐車対策を実施する。 (県都市計画課)</p> <p>(2) 駐車場整備計画の策定、駐車場条例の制定等について協力、支援を行う。</p> <p>ア 駐車場整備計画 駐車場整備地区における駐車場の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案し、その地区における駐車場の整備に関する計画を定めるもの。</p> <p>○ 策定済み市町村（平成25年2月末現在）10市 名古屋市、豊橋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、刈谷市、豊田市、安城市、小牧市</p> <p>イ 駐車場条例 駐車需要を発生させる建築物の建築主に対し、条例により建築の規模に応じた駐車施設の設置を義務付ける制度。</p> <p>○ 制定済み市町村（平成25年2月末現在）10市 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊田市、安城市、小牧市、豊明市</p>		

項目	10 総合的な駐車対策の推進	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(4) 違法駐車防止気運の醸成・高揚	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 違法駐車排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、県民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体等との緊密な連携により、違法駐車防止気運の醸成・高揚を図る。</p> <p>2 計画の内容 (警察本部交通部) 違法駐車防止気運の醸成 報道機関、地域交通安全活動推進委員等の協力を得て、違法駐車に起因する交通事故の実態、交通渋滞の状況等違法駐車悪質性、危険性、迷惑性に関する広報啓発活動を効果的に展開し、違法駐車排除に向けた機運の醸成を図る。</p>		

項目	10 総合的な駐車対策の推進	(実施機関) 中部地方整備局、警察本部交通部
細目	(5) ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進	

1 計画の実施方針及び重点施策

違法駐車により安全で円滑な道路環境が阻害されている都心部の違法駐車問題は、地元を始め、関係機関、団体等と連携して、路外駐車場の整備促進、貨物の積み卸しのための停車帯の設置、駐車場案内システムや駐車誘導システムの整備等を行うほか、パーキング・メーター等の有効な活用等、駐車の効用にも配慮した駐車規制の見直しを積極的に推進する。

繁華街における違法駐車対策については、深夜時間帯にも駐車監視員を投入するなど駐車取締りを継続的に実施するとともに、道路管理者と連携し歩道への乗り上げ防止対策や道路の狭隘化などハード・ソフト一体となった駐車対策を推進し、交通環境の一層の改善を図る。

2 計画の内容

(中部地方整備局)

(1) 関係機関と連携しつつ、対策後の交通実態の変化等、状況把握に努める。

(警察本部交通部)

(2) 違法駐車の排除に向けた道路環境整備の働き掛け

ア 道路管理者に対しては、歩道へのガードレールの設置等歩道上への乗り上げ防止措置等の違法駐車排除に向けた道路改良の働き掛けを行い、人優先の道路環境の整備に努める。

イ 自治体、道路道路管理者等と連携し、地域における駐車問題を協議・検討して、各種の駐車対策を推進するほか、自治体に対する自動二輪車等の収容可能な駐車場の整備を含めた駐車場附置義務条例の制定及び公共駐車場の整備等について積極的な働き掛けを行う。

項目	11 道路交通情報の提供体制の充実	(実施機関) 東海総合通信局、中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社
細目	(1) 情報収集・提供体制の充実	

1 計画の実施方針及び重点施策

近年のモーターリゼーションの進展に伴う、ドライバーへの渋滞情報、交通事故情報等の提供は、交通事故を防止し安全な交通を確保する上で必要不可欠であるため、新たな情報技術の活用を図りつつ情報収集・提供体制の充実を図る。

このため、情報提供機関の活動の充実、既存の情報収集・提供設備の整備拡充、新たなメディアによる情報システムの実用化、道路交通情報通信システム（VICS）の高度化を推進する。

道路パトロールカー、車両感知器、非常電話、交通監視カメラ、押しボタン式通報装置（トンネル内）、気象観測装置、気象台からの情報、110番通報からの連絡、利用者からの通報等により情報の収集を行う。また、多様化する道路利用者のニーズにこたえるため道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するとともに、光ファイバーネットワーク等の新たな情報技術を活用しつつ、交通監視カメラ、路側通信、車両感知器、交通情報板、光ビーコン等の整備による情報収集・提供体制の充実を図る。また、収集した情報は、情報処理装置により処理し、道路利用者に対し、VICS、路側通信、日本道路交通情報センター、ロードテレフォン、ハイウェイテレホン等により迅速かつ的確に情報提供を行う。

2 計画の内容

(中部地方整備局)

(1) 道路情報の収集等

危険箇所、道路工事等に伴う道路障害を把握するとともに、道路パトロールカー、凍結検知機、ITVカメラ、道路情報モニター、ROADパートナー、ロードセーフティステーション等を活用して道路状況の常時把握に努め、通行規制、う回路の設定など必要な措置を行う。

(東海総合通信局)

(2) 路側通信システムの普及促進

路側通信システムは、カーラジオを活用した中波（1620kHz、1629kHz）の電波により、ドライバーに交通事情に関する詳細かつ即時性のある情報を提供するシステムであり、このシステムの普及促進を図る。

(3) コミュニティ放送局の普及促進

コミュニティ放送局は、市町村の一部地域を対象に行うFM放送局である。カーラジオ等のFMラジオを通じて、地域住民や観光客等へ当該地域に密着したきめ細かな道路交通情報の提供が可能なコミュニティ放送局の普及促進を図る。

(県道路維持課)

(4) 道路情報の収集・提供

危険箇所、道路工事等に伴う道路障害を把握するとともに、道路パトロールカー等を活用して道路状態の常時把握に努め、交通規制、う回路の設定など必要な処理を行う。

また、「道路情報システム」を活用し迅速な道路情報収集、提供を行う。

(警察本部交通部)

(5) 道路交通情報の収集・提供

交通管制センターの機能を活用して交通事故、交通渋滞等の交通障害の情報を迅速的確に収集する。

収集した情報は、交通情報板、光ビーコン等により道路利用者にリアルタイムに提供して、交通の分散誘導等を行うとともに、(公財)日本道路交通情報センター及び報道関係機関等との連携を強化して迅速的確な情報提供に努める。

(中日本高速道路株式会社)

(6) 高速道路における道路交通情報の充実

高速道路を利用するドライバーに対し、より正確で広域的な情報を即時に提供するため、本線情報板、ハイウェイラジオ、ハイウェイ情報ターミナル等で分かりやすい情報を提供する。

また、日本道路交通情報センターを中心とする情報提供機関の活動の充実、車両感知器、情報板等、既存の情報収集・提供装置、広報媒体の活用等により、情報提供サービスの充実を図るとともに、パトロール等による情報収集・提供の強化に努める。

・ 道路情報板 (所要時間専用情報板)

主要インターまでの現在所要時間 (本線通過時間) を提供する。

設置場所 (県内)

東名高速道路

豊川 I C ~ 三ヶ日 I C 間 (上り)
岡崎 I C ~ 音羽蒲郡 I C 間 (上り)
東名三好 I C ~ 豊田 I C 間 (上り)
名古屋 I C ~ 東名三好 I C 間 (上り)
春日井 I C ~ 名古屋 I C 間 (上り)
小牧 I C ~ 小牧 J C T 間 (上り)
豊川 I C ~ 音羽蒲郡 I C 間 (下り)
岡崎 I C ~ 豊田 I C 間 (下り)
豊田 I C ~ 東名三好 I C 間 (下り)
東名三好 I C ~ 名古屋 I C 間 (下り)
名古屋 I C ~ 春日井 I C 間 (下り)
小牧 J C T ~ 小牧 I C 間 (下り)
一宮 I C ~ 小牧 I C 間 (上り)
小牧 I C ~ 一宮 I C 間 (下り)
一宮 I C ~ 一宮 J C T 間 (下り)
七宝 T B ~ 蟹江 I C 間 (下り)
上社 J C T ~ 上社 I C 間 (下り)
楠 I C ~ 勝川 I C 間 (上り)
勝川 I C ~ 楠 I C 間 (下り)
大治南 I C ~ 大治北 I C 間 (上り)

名神高速道路

東名阪自動車道

名古屋第二環状自動車道

・ 図形時間情報板

主要インターまでの所要時間 (本線通過時間) とその他の道路交通情報 (通行止め、渋滞、事故等) を帯表示で提供する。

設置箇所 (県内)

東名高速道路 音羽蒲郡 I C ~ 岡崎 I C 間 (下り)、岡崎 I C ~ 豊田 J C T 間 (下り)

また、名古屋高速環状線までの所要時間（本線通過時間）とその他の道路交通情報（通行止め、渋滞、事故）を帯表示で提供する。

設置箇所（県内）

中央自動車道 小牧東 I C ~ 小牧 J C T 間（下り）

伊勢湾岸自動車道 豊明 I C ~ 名古屋南 J C T（下り）

・ 休憩施設混雑情報板

休憩施設の駐車場の混雑状況を文字表示（満車、混雑、空き有）により提供する。

設置場所（県内）

東名高速道路 上郷 S A（下り）、東郷 P A（下り）、守山 P A（下り）

・ ハイウェイラジオ

カーラジオ（1620 KHz）を通じて、事故、渋滞、気象等の高速道路情報を本線で24時間放送して提供する。

設置場所（県内）

東名高速道路	ハイウェイラジオ豊橋	ハイウェイラジオ豊川東
	ハイウェイラジオ豊川	ハイウェイラジオ岡崎東
	ハイウェイラジオ岡崎	ハイウェイラジオ岡崎西
	ハイウェイラジオ豊田	ハイウェイラジオ東名三好
	ハイウェイラジオ名古屋	ハイウェイラジオ春日井
	ハイウェイラジオ小牧	
名神高速道路	ハイウェイラジオ一宮	ハイウェイラジオ名神木曾川
東名阪自動車道	ハイウェイラジオ蟹江	
名古屋第二環状自動車道	ハイウェイラジオ高針	ハイウェイラジオ上社
	ハイウェイラジオ清州	ハイウェイラジオ有松
東海北陸自動車道	ハイウェイラジオ木曾川	ハイウェイラジオ一宮西
伊勢湾岸自動車道	ハイウェイラジオ豊明	ハイウェイラジオ刈谷
	ハイウェイラジオ豊田南	
東海環状自動車道	ハイウェイラジオ鞍ヶ池	
中央自動車道	ハイウェイラジオ桃花台	

・ ハイウェイテレホン

最新の東海地区の高速道路情報を電話により24時間提供する。

名古屋ハイウェイテレホン 052(709)1620

豊川ハイウェイテレホン 0533(82)1620

岐阜ハイウェイテレホン 058(259)1620

四日市ハイウェイテレホン 0593(52)1620

・ ハイウェイ情報ターミナル、簡易情報ターミナル

サービスエリア内のインフォメーションパネルやハイウェイテレビ等により広範囲にわたる道路交通情報を提供する。

設置場所（県内）

東名高速道路	新城 P A	（上・下）	上郷 S A（上・下）
	東郷 P A	（上・下）	守山 P A（上・下）
	赤塚 P A	（上・下）	美合 P A（上・下）
名神高速道路	尾張一宮 P A	（上・下）	
中央自動車道	内津峠 P A	（上・下）	
伊勢湾岸自動車道	刈谷 P A	（上・下）	
東海環状自動車道	鞍ヶ池 P A	（上・下）	

(愛知県道路公社)

(7) 道路情報の収集・提供

・ 道路情報の収集

道路パトロールカー、車両感知器、非常電話、監視テレビ、押しボタン式通報装置（トンネル内）、気象観測装置、気象台からの情報、110番通報による高速道路交通警察隊からの連絡、利用者からの通報等により情報の収集を行う。

・ 道路情報の提供

収集した情報は、情報処理装置により処理し道路利用者に対し道路情報板、ラジオ再放送設備（トンネル内）等により迅速かつ的確に情報を提供し、車両の安全確保に努める。

・ 知多ロードテレフォン

知多半島道路、南知多道路、セントレアラインの道路情報を電話により24時間提供する。
電話番号：0569（21）5454（無休で不意の御用に御用だて）

(名古屋高速道路公社)

(8) 道路情報の収集・提供

・ 道路情報の収集

道路パトロールカー、車両感知器、非常電話、監視テレビ、押しボタン式通報装置（トンネル内）、気象観測装置、気象台からの情報、110番通報による高速道路交通警察隊からの連絡、利用者からの通報等により情報の収集を行う。

・ 道路情報の提供

収集された情報は、コンピュータにより処理し、交通の安全と円滑の確保のため、通行車両に対し、道路情報板（街路上、各入口、出口、JCT手前に設置）、図形情報板（楠線上り楠、大高線上り 笠寺、万場線上り 千音寺）、VICS、路側放送1620KHz（大高線上り 大高～星崎間、小牧線上り 小牧～小牧南間、東山線上り 新池～東山換気所間）、渋滞末尾情報板（黒川出口、小牧北出口）、日本道路交通情報センター等により迅速、的確な情報提供を行う。

なお、全入口情報板では、主要出口及び都心環状線までの旅行時間を表示している。また、トンネル内の車両火災をはじめとする異常事態が発生したときには、非常警報板、非常警告板、拡声放送、ラジオ再放送設備により情報を提供し、安全の確保に努める。

・ 名古屋高速お客様センターでの情報提供

名古屋高速道路の渋滞、混雑状況など最新の道路状況の案内及び料金やETCの各種割引など名古屋高速道路の利用に関する電話等でのお問い合わせに対し、情報とサービスの提供を行う。

電話番号：052（919）3200（クイックさんに、まるまる）

受付時間：9：00～19：00（年末年始（12/29～1/3）を除く毎日）

・ 名古屋高速ハイウェイテレホン

名古屋高速道路の最新交通情報を提供する。

（24時間自動音声、5分ごとに更新）電話番号：052（919）3232

・ 名古屋高速携帯webサイト

渋滞箇所や渋滞長、所要時間などの道路交通情報を提供する。

URL <http://nex.nagoya-expressway.or.jp/m/>

スマートフォンサイトURL <http://nex.nagoya-expressway.or.jp/sp/>

・ ホームページでの情報提供

リアルタイムな道路交通情報、出入口案内、新着やプレスリリースなど、様々な情報を掲載する。

ホームページURL <http://www.nagoya-expressway.or.jp/>

項目	11 道路交通情報の提供体制の充実	(実施機関) 東海総合通信局、中部地方整備局、警察本部交通部
細目	(2) ITSを活用した道路交通情報の高度化	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>ITSの一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICISやITSスポットの整備・拡充を積極的に図ることにより、交通の分散を図り、交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑化を推進する。</p> <p>加えて、高度化された交通管制センターを中心に、個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコンを媒体とし、高度な交通情報提供、公共車両の優先、安全運転の支援、歩行者の安全確保等を図ることにより交通の安全及び快適性を確保しようとするUTMSの構想に基づき、システムの充実、キーインフラである光ビーコンの整備等の施策の推進を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(東海総合通信局)</p> <p>(1) 「道路交通情報システム」(VICIS)の推進</p> <p>道路交通情報システムは、FM多重放送、電波ビーコン、光ビーコンの各種メディアを利用して、車との間でデータ通信を行い、渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報をリアルタイムにドライバーに提供し、運転負担の軽減、安全性の向上に寄与するシステムであり、今後は、システムの高度化を推進する。</p> <p>(中部地方整備局)</p> <p>(2) 道路情報の提供</p> <p>ITSスポット等、新たなメディアによる情報提供システムの実用化・道路交通情報通信システム(VICIS)を推進する。</p> <p>(警察本部交通部)</p> <p>(3) 交通管制システムの充実</p> <p>高度化された交通管制センターを中心に、個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコンを媒体とし、高度な交通情報提供、公共車両の優先、安全運転の支援、歩行者の安全確保等を図ることにより、交通の安全及び快適性を確保しようとするUTMSの構想に基づき、システムの充実、キーインフラである光ビーコンの整備等の施策の推進を図る。</p>		

項目	11 道路交通情報の提供体制の充実	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課
細目	(3) 分かりやすい道路交通環境の確保	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、ルート番号等を用いた案内標識の設置を推進する。</p>		

2 計画の内容

(中部地方整備局)

(1) 分かりやすい案内標識

標識BOXを活用し、分かりやすい案内表示の検討をする。

(県道路維持課)

(2) ルート番号を用いた案内標識

主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、ルート番号を用いた案内標識の設置を推進する。

項目	12 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、県公園緑地課、警察本部交通部、中日本高速道路株式会社
細目	(1) 道路の使用及び占用の適正化等	

1 計画の実施方針及び重点施策

道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、適正な運用を行う。

また、許可条件の履行、占有物件等の維持管理の適正化について指導するとともに、不法占用等の防止のための啓発活動を積極的に行う。さらに、道路の掘り返しを伴う占用工事等については、合理的な調整を行うとともに、電線共同溝等の整備を推進する。

2 計画の内容

(中部地方整備局)

(1) 占用調整会議 1回/年

(2) 占用地区連絡会議 (各出先機関) 随時

(3) 道路上の不法占用物件適正化対策

道路上の不法占用物件 (のぼり旗や立看板等) の指導除去につき一層の強化を図る。

(4) 共同溝の整備

一般国道 1号、302号

(県公園緑地課)

(5) 屋外広告物の規制

違反広告物の除却 事業費 210千円

(県道路維持課)

(6) 地下埋設占用工事等への対応

ア 地下埋設占用工事相互及び地下埋設占用工事と道路工事が計画的に行われるよう調整を図り、反復した道路の掘り返しによる道路の構造及び交通に対する支障を防止するため、下記の各連絡会議を設置している。

(ア) 愛知県道路占用連絡会議

道路の占用工事相互及び占用工事と道路工事についての基本的な連絡調整並びに占用物件に起因する事故対策についての基本的な協議を必要に応じて行う。

<p>(イ) 愛知県道路占用地域連絡会議 地域的事項について、愛知県の各建設事務所の管轄ごとに設置し、具体的な連絡調整を行う。連絡調整の内容は、道路工事計画と道路占用埋設工事計画との調整を図り、工事の施行時期、工事の実施方法、埋設位置等について協議を行う。</p>	
<p>イ 道路工事等の完了後は、下記期間について道路の掘り返しを規制している。</p>	
<p>(ア) 高級舗装（アスファルトコンクリート舗装）</p>	<p>3年</p>
<p>(イ) 高級舗装（セメントコンクリート舗装）</p>	<p>5年</p>
<p>(ウ) オーバーレイ（一層式5cm以下）</p>	<p>2年</p>
<p>(エ) オーバーレイ（多層式5.1cm以上）</p>	<p>3年</p>
<p>(オ) 歩道舗装・簡易舗装</p>	<p>2年</p>
<p>(カ) その他道路占用埋設工事等に伴う舗装復旧工事完了後の同一路区間</p>	<p>2年</p>
<p>ウ 掘り返し規制期間満了後においても当該場所の舗装状態が良好な場合は、愛知県の各建設事務所において相当の期間について道路の掘り返しを抑制している。</p>	
<p>（警察本部交通部）</p>	
<p>(7) 道路使用許可条件の履行について調査及び指導を実施する。</p>	
<p>(8) 地域活性化等を目的とする道路使用許可は、許可申請に係る行為の公益性、交通への影響、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に判断し、より弾力的かつ透明性の高い運用を図る。</p>	

項目	12 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	(実施機関) 中部地方整備局
細目	(2) 休憩施設等の整備の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 過労運転に伴う事故防止に対応して、「道の駅」・「簡易パーキング」等の休憩施設等の整備を推進する。</p>		
<p>2 計画の内容 (中部地方整備局) 「道の駅」・「簡易パーキング」等の休憩施設等の整備 夜間運転、過労運転による交通事故が多発もしくは、多発するおそれのある路線で、休憩施設が相当区間にわたって整備されていない区間において休憩施設等の検討を行う。</p>		

項目	12 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	(実施機関) 県公園緑地課
細目	(3) 子供の遊び場等の確保	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 都市化の進展による遊び場の不足を解消するとともに、幼児や小学生を路上遊技等による交通事故から守るために住区基幹公園の設置促進に努める。</p>		

2 計画の内容

(県公園緑地課)

住区基幹公園等

社会資本整備総合交付金事業等として県事業11か所約26億円のほか、豊橋市始め24市町において181か所約39億円の事業計画がある。

項目	12 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社
細目	(4) 道路法に基づく通行の禁止又は制限等	

1 計画の実施方針及び重点施策

道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険と認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合、通行の禁止又は制限を実施する。

2 計画の内容

(中部地方整備局)

(1) 道路法に基づく通行禁止又は制限

異常気象時における通行規制区間

一般国道153号 3か所 8.8km

(2) 車両制限令等違反車両の指導

車両制限令等の違反車両をなくすため、愛知運輸局、警察本部等関係機関との連携を図り、指導・取締りに努める。さらに、法令厳守の啓発活動、講習会の開催、反復違反者に対する指導を実施する。

(県道路維持課)

(3) 異常気象時における通行規制区間

一般国道151号始め 102か所 559.4km

(愛知県道路公社)

(4) 道路法に基づく通行禁止又は制限

異常気象時における通行規制区間

10路線 80.1km

項目	12 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	(実施機関) 県道路維持課
細目	(5) 地域に応じた安全の確保	

1 計画の実施方針及び重点施策

積雪寒冷特別地域等において、冬期の安全な道路交通を確保するため、冬期積雪・凍結路面対策として適時適切な除雪や凍結防止剤散布の実施を行う。

2 計画の内容

冬期における除雪・凍結防止剤散布を実施する。

第 2 節 交通安全思想の普及徹底

項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	(実施機関) 県地域安全課、県教委義務教育課、県教委特別支援教育課、警察本部交通部
細目	(1) 幼児に対する交通安全教育	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とする。</p> <p>幼稚園・保育所等においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえて交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。</p> <p>また、市町村単位、あるいは周辺市町村（ブロック）単位で、それぞれの地域の特性に応じた独自の研修会が開催できるよう体制づくりを図り、自主的に幼児交通安全教育指導に取り組める土壌を育て、より活動の充足を図るとともに、幼児交通安全クラブの結成促進を図る。</p> <p>また、警察署単位で「チャイルドシート使用徹底モデル園」を指定し、モデル園を中心として、園児及び保護者を対象に実践的、参加型の交通安全教室を開催する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(県地域安全課)</p> <p>(1) 交通安全教育ボランティア「かけ橋」派遣事業 1, 098 千円</p> <p>交通安全の教育指導者として活躍したい人材を募集・登録し、地域からの要望に応じて幼稚園等に派遣して交通安全教育指導などに従事していただく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登録者への研修の実施 ○ 登録証明書の発行 ○ ジャンパー、帽子、警笛などのグッズを支給 <p>(警察本部交通部)</p> <p>(2) チャイルドシート使用徹底モデル園の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定園数 44 園 ・モデル園立て看板 44 本 222 千円 <p>(3) 園児を対象とした交通安全教室の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全約束手形 182 千円 		

項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	(実施機関) 県地域安全課、県教委義務教育課、県教委特別支援教育課、県教委健康学習課、県教委体育スポーツ課、警察本部交通部
細目	(2) 児童に対する交通安全教育	

1 計画の実施方針及び重点施策

心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。

小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、体育、道徳、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について、重点的に交通安全教育を実施する。特に通学路における交通事故を防止するためには、自ら安全を守る意識を醸成する必要があることから、児童が通学路の危険な場所を考えながら安全マップを作成したり、危険予知トレーニングをしたりするなど、児童が主体的に取り組む安全学習を積極的に取り入れるよう、「あいちの学校安全マニュアル」の活用を促進する。

小学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、自転車の安全な利用等を含め、安全な通学及び日常生活における交通安全意識向上のための教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室の推進、教員等を対象とした心肺そ生法の実技講習会等（AED使用法を含む）への積極的参加を促す。

関係機関・団体は、小学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、児童に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。また、児童の保護者が日常生活の中で模範的な行動をとり、歩行中、自転車乗用中等の実際の交通の場面で、児童に対し、基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう保護者を対象とした交通安全講習会等を開催する。

さらに、交通ボランティアによる通学路における児童に対する安全な行動の指導、学校安全ボランティアによる見守り活動、児童の保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進する。

2 計画の内容

(県地域安全課)

(1) 交通安全教育ボランティア「かけ橋」派遣事業 1,098千円

交通安全の教育指導者として活躍したい人材を募集・登録し、地域からの要望に応じて幼稚園等に派遣して交通安全教育指導などに従事していただく。

- 登録者への研修の実施
- 登録証明書の発行
- ジャンパー、帽子、警笛などのグッズを支給

(2) 自転車安全利用対策推進事業 821千円

自転車の基本的なルールや安全な利用方法を啓発するため、自転車シミュレータを活用し、参加体験型の講座を開催する。

項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	(実施機関) 県地域安全課、県教委義務教育課、県教委特別支援教育課、県教委健康学習課、県教委体育スポーツ課、警察本部交通部
細目	(3) 中学生に対する交通安全教育	

1 計画の実施方針及び重点施策

日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できることを目標とする。

中学校において交通安全教育を実施するに当たっては、家庭、関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、道徳、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて行う。内容としては、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について重点的に取り扱う。

中学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、自転車の安全な利用等を含め、安全な通学及び日常生活における交通安全意識向上のための教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室の推進、教員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等（AED使用法を含む）を実施する。

関係機関・団体は、中学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、保護者対象の交通安全講習会や中学生に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。

2 計画の内容

(県地域安全課)

自転車安全利用対策推進事業 821千円

自転車の基本的なルールや安全な利用方法を啓発するため、自転車シミュレータを活用し、参加体験型の講座を開催する。

項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	(実施機関) 県地域安全課、県教委高等学校教育課、県教委特別支援教育課、県教委健康学習課、県教委体育スポーツ課、警察本部交通部
細目	(4) 高校生に対する交通安全教育	

1 計画の実施方針及び重点施策

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目標とする。

高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、特別活動などの学校教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行う。特に、二輪車・自動車の安全に関する指導については、生徒の実態や地域の実情に応じて、安全運転を推進する機関・団体やPTA等と連携しながら、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図るとともに、実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図る。

高等学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、自転車の安全な利用等を含め、安全な通学及び日常生活における交通安全意識向上のための教育教材等を作成し、web上に掲載するとともに、交通安全教室の推進、教員等を対象とした心肺そ生法の実技講習会等（AED使用法を含む）を実施する。

関係機関・団体は、高等学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、高校生及び相当年齢者に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。また、小中学校等との交流を図るなどして各地域において高校生の果たしうる役割を考えさせるとともに、交通安全活動への積極的な参加を促す。

2 計画の内容

(県地域安全課)

- (1) 自転車安全利用対策推進事業 821千円

自転車の基本的なルールや安全な利用方法を啓発するため、自転車シミュレータを活用し、参加体験型の講座を開催する。

(県教委高等学校教育課)

- (2) 地域協働生徒指導推進事業 614千円

県内12地域に生徒指導推進地域を設け、各高等学校が核になり、中学校と緊密な連携を図るとともに、家庭・地域と協働して生徒指導を推進し、社会性を身に付け自立した若者を育成する。

(県教委健康学習課)

- (3) 県立学校交通安全指導者研修会(7月) 96千円

県立学校の交通安全担当者(約200名)を対象に、県警職員の講話、ワークショップ等を行う。

項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	(実施機関) 県地域安全課、県教委生涯学習課、警察本部交通部
細目	(5) 成人に対する交通安全教育	

1 計画の実施方針及び重点施策

県内の交通事故情勢をみると、交通の場における道路利用者の交通安全意識の低下がうかがえることから、社会教育の場等を利用した交通安全教育を推進し、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図る。

若者に対しては、安全マインドの高揚を図るとともに、二輪車等の安全利用を確保するため、マンツーマン（個別）指導を強化するほか、関係機関・団体と協力し、若者の交通安全思想の普及徹底に努める。

2 計画の内容

(県地域安全課)

(1) 県政お届け講座

県職員が無料で集会などの場に出向き、県政の様々な分野について分かりやすく説明を行う。

○ テーマ名「ストップ・ザ交通事故」

交通事故に関するデータを交え、身近なところに潜む危険性や交通事故の回避方法を説明するとともに、交通事故死者数減少に向けた愛知県の取組について紹介する。

(県教委生涯学習課)

(2) 青年を対象とした事業などを通して、交通安全の啓発を図り、安全意识の高揚に努める。

(3) 成人、女性及び高齢者などを対象とした事業などを通して、交通安全の啓発を図り、意識の高揚と交通マナーの向上を図る。

(警察本部交通部)

(4) 運転免許取得時の初心運転者教育は、自動車教習所における教習が中心的役割を果たしていることから、教習水準の一層の向上に努める。

(5) 免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識及び技能並びに危険予測・回避能力の向上を図るほか、交通事故被害者等の心情と交通事故の悲惨さに対する理解及び運転者としての社会的責任と自覚を促す交通安全意識・交通マナーの向上を目標とする。

(6) 公安委員会が行う各種講習、自動車教習所等が受講者の特性に応じて行う運転者教育及び事業所の安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育の充実強化を図る。

(7) 地域・職域における運転者教育の実施

ア 飲酒運転の発生源対策、飲酒運転を許さない環境づくりと運転代行サービスの利用促進に向け、継続的な交通安全広報、啓発活動を推進する。

イ 飲酒運転の根絶、速度の抑制、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を中心に実践的、体験的な講習会を実施する。

(8) ライダースクール（二輪車安全運転講習）の実施

二輪車の交通事故を防止するため、実技を中心とした安全運転指導を実施する。

16回 574千円

項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	(実施機関) 県地域安全課、県高齢福祉課、県教委生涯学習課、警察本部交通部
細目	(6) 高齢者に対する交通安全教育	

1 計画の実施方針及び重点施策

高齢者を重点とした総合的な交通安全対策については、知事部局、警察本部、名古屋市等の関係部局で構成された「高齢者交通安全対策会議」を開催し、関係機関同士が連携を密にし、情報の共有化を図り、各々の役割分担を明確にして各種対策を推進する。

また、街頭における保護・誘導活動、家庭訪問等の機会を利用し、高齢者の特性、交通事故実態等を踏まえた参加・体験・実践型の交通安全教育や世代間交流の効果を取り入れた交通安全教育を積極的に行うとともに、反射材の利用等、夜間における交通安全用具の普及と活用を促進する。

さらに、高齢化の進展に伴って増加する高齢ドライバーに対する教育及び高齢ドライバー保護のための広報啓発活動を展開し、高齢者の関与する交通事故の防止を図る。

2 計画の内容

(県地域安全課)

- (1) 自転車安全利用対策推進事業 821千円

自転車の基本的なルールや安全な利用方法を啓発するため、自転車シミュレータを活用し、参加体験型の講座を開催する。

- (2) 交差点事故防止啓発事業 3,111千円

参加体験型の出張講座において、安全な横断方法を体験学習できる装置（シミュレータ）を活用し、各地域における交差点事故の発生状況、交差点事故の特徴など交差点の危険性を理解させるとともに、交差点における安全な行動の啓発を図る。

- (3) 高齢者交通安全対策会議

自治体、教育委員会、警察が関係機関・団体等と連携を図り、高齢者交通安全対策に係る施策を推進する。

(警察本部交通部)

- (4) 高齢者に対する交通安全啓発活動の実施

- ・ 高齢者交通安全エリアの選定 78か所
- ・ 交通安全教育車の活用
- ・ 高齢者が犠牲となる重大事故発生時の緊急高齢者世帯訪問活動による広報啓発
- ・ 高齢者交通安全協力員の委嘱
- ・ 高齢者交通安全協力所における広報啓発
- ・ 交通安全教育チームによる派遣型交通安全教室の開催
- ・ ブロック別高齢者自転車講習会の開催 5回
- ・ 自動車教習所と連携した実践型交通安全教室の開催
- ・ 電動車いす利用者に対する交通安全教室の開催
- ・ 交差点における高齢者に対する広報啓発活動の推進

- (5) 高齢ドライバー対策の実施

- ア 高齢運転者の実際の事件事例を題材とした県内地域別の高齢者脳トレ講座やドライバー向け教育ソフト、可搬式運転シミュレータ等を活用した実践的な交通安全教育の実施
- イ シニアドライバーズスクールの実施

項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(7) 障害者に対する交通安全教育	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>障害者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉の場を利用するなどして障害の程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進する。</p> <p>また、聴覚障害者標識に関する広報啓発を推進するとともに、周囲の運転者に対して、配慮すべき事項についての教育を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(警察本部交通部)</p> <p>身近な場所における交通安全教育の機会の提供に努める。</p>		

項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	(実施機関) 県地域安全課、警察本部交通部
細目	(8) 外国人に対する交通安全教育	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>本邦の交通ルールに関する知識の普及を目的に、外国人向けの効果的な交通安全教育を推進するほか、外国人を雇用する使用者等の交通安全意識を高め、雇用されている外国人による積極的な講習会等への参加を促進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(県地域安全課)</p> <p>(1) ポルトガル語、英語、中国語、韓国語、スペイン語の交通安全ビデオの貸出しを推進するとともに、県ホームページにおいて、前記5か国語による基本的な交通ルール等に関する説明を掲載し、啓発を図る。</p> <p>(警察本部交通部)</p> <p>(2) 外国人集住地域における自転車の交通ルール・マナーの周知徹底</p> <p>外国人集住地域における安全確保のため、外国人集住地域周辺の小・中・高等学校を自転車安全安心モデル校として選定し、自治体等と連携した参加・体験・実践型の自転車教室や交通キャンペーンを集中的に実施する。</p>		

項目	2 効果的な交通安全教育の推進	(実施機関) 県地域安全課、警察本部 交通部
細目		

1 計画の実施方針及び重点施策

交通安全教育に当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用するとともに、家庭・地域・職域から着実に交通安全教育を進める。

交通安全教育を行う機関・団体は、インターネット等を活用したネットワークの構築により、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。

また、受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、教材等の充実及び効果的な教育手法の開発・導入に努める。

2 計画の内容

(県地域安全課)

(1) 交通安全情報の共有化

ア 県警察と共同構築したあいち交通安全ネット（通称Iネット）による情報配信

イ 愛知県交通安全推進協議会実施機関・団体（253機関等）に対するインターネット・ファックスによる情報配信

(2) 資機材の貸与事業（交通安全DVD・ビデオの貸出し）

県が作成した交差点の危険性と危険回避知識の普及を図るDVDを始め、各種の交通安全啓発DVD・ビデオ等の貸出しを実施する。

(3) 交差点事故防止啓発事業 3, 111千円

参加体験型の出張講座において、安全な横断方法を体験学習できる装置（シミュレータ）を活用し、各地域における交差点事故の発生状況、交差点事故の特徴など交差点の危険性を理解させるとともに、交差点における安全な行動の啓発を図る。

(4) 自転車安全利用対策推進事業 821千円

自転車の基本的なルールや安全な利用方法を啓発するため、自転車シミュレータを活用し、参加体験型の講座を開催する。

(5) 交通安全教育ボランティア「かけ橋」派遣事業 1, 098千円

交通安全の教育指導者として活躍したい人材を募集・登録し、地域からの要望に応じて幼稚園等に派遣し、交通安全教育指導などに従事していただく。

○ 登録者への研修の実施

○ 登録証明書の発行

○ ジャンパー、帽子、警笛などのグッズを支給

(6) 県民事務所交通安全啓発活動 1, 252千円

・ 市町村の行催事に合わせた交通安全キャンペーンの実施

・ 安全なまちづくり活動推進員による交通安全教室（講話）の開催

(警察本部交通部)

(7) 参加・体験・実践型の交通安全教育の実施

交通安全教育チーム“あゆみ”を中心として、交通安全教育車を積極的に活用した歩行訓練・自転車教室など参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

(8) インターネットを活用した情報の提供

あいち交通安全ネット（Ｉネット）、すぐメールにより、県・自治体・交通関係団体などに交通事故情勢、交通安全ワンポイントアドバイスなどを定期的にタイミングよく提供する。

(9) 交通安全教育指導者の養成

各種交通安全教室などを通じて、保育士、教諭、保護者、高齢者交通安全協力員等を地域の交通安全指導者として養成するとともに、老人クラブの自主的な交通安全活動の活性化を図るため、各クラブにシルバーリーダーとして高齢者交通安全指導員を設置する。

項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(実施機関) 県地域安全課、警察本部 交通部、中日本高速道路株式会社、愛知県 県道路公社、名古屋高速道路公社
細目	(1) 交通安全運動の推進	

1 計画の実施方針及び重点施策

年4回の交通安全県民運動を中心に、県民一人ひとりに交通安全思想の普及徹底を図り、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣付けるため、愛知県交通安全推進協議会（県、県警察、市町村、関係機関・団体等）が地域住民と一体となって、組織的、継続的な交通安全運動を展開する。

特に地域のボランティアは、今後、運動継続の観点から若い世代の参加を働き掛け、裾野拡大を図る。また、夕暮れ時の交通事故防止対策として、ライド&ライト運動（前照灯の早め点灯運動）を推進する。

また、交通死亡事故など重大な交通事故に直結する悪質・危険性の高い交通違反及び交通安全運動の重点に沿った交通違反の指導取締りを実施し、広報啓発活動と交通指導取締活動を連動させた交通安全運動を効果的に推進する。

2 計画の内容

（県地域安全課）

(1) 交通安全運動の推進 16,363千円

ア 交通安全県民運動

- (ア) 春の全国交通安全運動 4月6日～4月15日（10日間）（全国一斉）
- (イ) 夏の交通安全県民運動 7月11日～7月20日（10日間）
- (ウ) 秋の全国交通安全運動 9月21日～9月30日（10日間）（全国一斉）
- (エ) 年末の交通安全県民運動 12月1日～12月10日（10日間）
- (オ) 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用徹底年間運動 通年
- (カ) ライド&ライト運動（夕暮れ時の前照灯早め点灯運動） 通年
- (キ) その他交通安全の日
 - ・交通事故死ゼロを目指す日（4月10日）
 - ・交通事故死ゼロの日（毎月10日、20日、30日）
 - ・シートベルト・チャイルドシートの日（毎月20日）
 - ・高齢者を交通事故から守る日（毎月30日、2月は末日）
 - ・高齢者交通安全週間（9月14日～9月20日）
 - ・自転車・二輪車安全利用の日（毎月10日、安全利用月間5月）
 - ・バイクの日（8月19日）
 - ・飲酒運転根絶の日（毎月第4金曜日）
 - ・飲酒運転根絶強調月間（12月）

イ 事業

(ア) ポスター 延べ 約 67,000枚

(イ) チャイルドシートパンフレット 約 50,000部

(ウ) 交通安全県民大会の開催

年初に県民大会を開催し、交通事故防止を誓うとともに交通安全功労者の表彰を行い、県民の交通安全意識の高揚を図る。

平成27年1月14日(水) 愛知芸術文化センター

(警察本部交通部)

(2) 広報啓発と交通指導取締りを連動させた活動の推進

ア 「交通事故死ゼロの日」等における交通監視活動

イ 「シートベルト・チャイルドシート関所」活動及び同活動と連動した交通指導取締りの実施

(3) 交通情報板等を活用した広報啓発活動の推進

交通情報板等を活用し安全運動に連動した広報啓発活動の実施

(4) 交通ボランティア活動の活性化と裾野の拡大

大学のドライバーズクラブや管内企業に対する働き掛けを行い、大学生や若手社会人等の若い世代の交通安全活動への参加を促進するなど、交通ボランティア活動の活性化と裾野の拡大を図る。

(中日本高速道路株式会社)

(5) 高速道路における交通安全の推進

ア 春・秋の全国交通安全運動及び夏・年末の交通安全県民運動において、愛知県警察本部高速道路交通警察隊と合同で、サービスエリア、パーキングエリア、インターチェンジ入口等で交通事故防止キャンペーンを実施し、交通安全啓発チラシ等を配布するとともに、横断幕・懸垂幕、情報板、ハイウェイラジオ等で交通安全広報を行い交通安全に対する意識の高揚を図る。また、交通安全運動期間中以外でも、横断幕、懸垂幕、情報板、ハイウェイラジオ等により交通安全啓発を行う。

イ 高速走行時の要注意箇所の紹介(「高速走行に気をつけガイド」の発行)や、企業・学校への社員派遣による交通安全セミナーの実施などの交通安全活動を積極的に実施する。

(6) 交通事故の特性、特に地域的・季節的な特性、曜日、時間帯及び車種別等の特性を考慮し、重点項目を絞った交通安全キャンペーンを実施し、小冊子・チラシ等の配布、横断・懸垂幕、ポスターの掲示、情報板、ハイウェイラジオ、情報ターミナル等により安全運転広報に努める。

・ 後部席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

・ 対停止車両及び対人事故の削減

(名古屋高速道路公社)

(7) 名古屋高速道路における交通安全運動の推進を目的とし、春・夏・秋・年末の交通安全運動において交通安全啓発物品の配布及び横断幕の掲出等を行い、飲酒運転の根絶、後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用、落下物防止の徹底など安全運転意識の高揚を図る。また、ラジオCM放送による速度抑制、安全運転、合流注意等の安全運転啓発広報を行う。さらに、注意標識・看板・路面標示等による安全対策を実施し、ホームページにて、実施した交通安全対策、交通安全情報等の広報に努める。

(愛知県道路公社)

- (8) 愛知県道路公社における交通安全運動の推進を目的とし、年4回(春、夏、秋、年末)の交通安全運動時に、各有料道路情報板に「交通安全運動実施中」を表示するとともに、料金所においてドライバーに「シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底」、「飲酒運転の追放」等と呼びかけ、安全運転を啓発する。また、取り組み重点事項(「飲酒運転の追放」等)を印刷した啓発品を配布するなど、安全運転の広報に努める。

項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(実施機関) 県地域安全課、警察本部 交通部
細目	(2) 交差点事故を防止する啓発活動等の推進	

1 計画の実施方針及び重点施策

死亡事故の4割超が交差点で発生し、全国平均を上回ることから、事故多発交差点や交差点事故の実態、特徴等を広く周知するなど各種啓発活動等を推進することで交差点事故防止のための交通安全知識の普及、交通安全意識の向上を図る。

2 計画の内容

(県地域安全課)

(1) ハンド・アップ運動

道路横断中の事故防止のため、歩行者が道路を横断するときは、ドライバーからよく見えるように手を挙げ、停車してくれたドライバーに感謝の気持ちを表して横断する。また、ドライバーは、歩行者に思いやりの気持ちを持って停車する。このような運転者と歩行者がお互いを尊重し、温かい思いやりの輪が広がるような行動を「ハンド・アップ運動」として推進し、各種の行事、啓発活動等を通じて普及・浸透を図る。

(2) 交通安全スリーS運動

交差点事故の防止や思いやり意識の醸成等を図るために、自動車、自転車利用者が特に心がける運転行動を啓発するため「交通安全スリーS運動」を展開する。

S t o p (ストップ) 信号遵守、一時停止、飲酒運転の根絶 など

S l o w (スロー) 交差点の徐行・減速運転、高齢者・子ども接近時の減速運転 など

S m a r t (スマート) 交通ルールの遵守、シートベルト着用の徹底 など

(3) 交差点事故防止啓発事業 3, 1 1 1千円

参加体験型の出張講座において、安全な横断方法を体験学習できる装置(シミュレータ)を活用し、各地域における交差点事故の発生状況、交差点事故の特徴など交差点の危険性を理解させるとともに、交差点における安全な行動の啓発を図る。

(警察本部交通部)

(4) 交差点における街頭指導の強化

交通事故の多発傾向にある交差点等における「見せる・目立つ・聞かせる」街頭活動により、通行するドライバー等の交通安全意識の高揚を図る。

項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(実施機関) 県地域安全課、警察本部 交通部
細目	(3) 自転車の安全利用の推進	

1 計画の実施方針及び重点施策

良好な自転車交通秩序を実現させるため、自転車利用者に対し自転車は車両であることの意識を徹底させる。そして、車両としての交通ルールの周知及び交通マナーの実践の徹底を図り、車道を通行する自転車と歩道を通行する歩行者の双方の安全を確保する。

自転車乗用中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、「交通の方法に関する教則」や「自転車安全利用五則」を活用し、歩行者や他の車両に配慮した通行、歩道通行時におけるルール等、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。

特に、自転車安全利用月間である5月には、自転車の正しい乗り方及び安全整備に関する広報啓発活動を強化する。

夕暮れの時間帯から夜間にかけて、自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車の灯火の点灯を徹底し、自転車の側面等への反射材の取付けを促進する。

また、13歳未満の子どもが自転車に乗車する際にヘルメットの着用が保護者の努力義務であることや自転車の交通事故実態等について広報啓発を推進するとともに、被害軽減対策として有効なヘルメットの着用を幼児・児童を始め、広く自転車利用者に対し積極的に促進する。

高齢者及び小中学生に対しては、参加・体験・実践型の交通安全教室や交通安全自転車大会等の競技を通じた広報啓発に努め、教育の機会が少ない、大学生・成人に対しては、大学・企業への交通安全教育などの参加を働き掛け、自転車安全教育の機会提供を図る。

2 計画の内容

(県地域安全課)

(1) 自転車安全利用対策推進事業 821千円

自転車の基本的なルールや安全な利用方法を啓発するため、自転車シミュレータを活用し、参加体験型の講座を開催する。

(2) 自転車・二輪車安全利用の日等における啓発活動の推進

自転車・二輪車安全利用の日、月間等を通じて、自転車の点検整備や夜間の交通事故防止のための灯火及び反射器材の取付けの普及促進を図る。

併せて、自転車安全基準に適合した自転車に貼付されるBAAマークや自転車安全整備士が点検整備した普通自転車に貼付されるTSマークなどの各種制度の周知を図る。

- ・ 自転車・二輪車安全利用の日 毎月10日
- ・ 自転車・二輪車安全利用月間 5月

(警察本部交通部)

(3) 総合的推進計画に基づく自転車安全利用の促進

「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策推進計画」に基づき、更なる自転車の安全利用を促進するための広報啓発活動、指導取締り、通行環境の整備等を推進する。

(4) 自転車安全利用月間（5月）における広報啓発活動の実施

5月の広報重点を「自転車の安全利用の促進」として自転車の安全な乗り方及び安全整備に関する広報啓発活動を実施する。

(5) 反射材の普及促進

自治体、交通関係団体と連携し、街頭キャンペーンなどを実施し、自転車への反射材と取付けを促進する。

- (6) 幼児向けの自転車用ヘルメットの使用の促進
幼稚園・保育所などにおける交通安全教室において広報啓発を行う。
- (7) 幼児二人同乗用自転車の安全利用の周知徹底等
幼稚園・保育所等における自転車教室等の機会を通じ、幼児二人同乗用自転車の安全利用に係る広報啓発活動や関係機関に対する貸出制度、助成制度等の導入の働きかけを実施する。
- (8) 参加・体験・実践型の交通安全教室等
 - ア 交通安全子ども自転車愛知県大会 平成26年7月24日(木)
 - イ ブロック別高齢者自転車教室 年度内に実施
 - ウ 交通安全高齢者自転車愛知県大会 平成26年11月13日(木)
- (9) 自転車指導啓発重点地区・路線における啓発活動の強化
自転車指導啓発重点地区・路線(45地区、47路線)において自治体や関係機関・団体、交通ボランティア等と連携した啓発活動を強化する。
- (10) 自転車安全利用モデル校における自転車安全教育の推進
小学校、中学校及び高等学校(合計132校)において、自転車安全教育を積極的に推進し、学校における自転車の安全利用の促進を図るとともに、教職員自身の安全意識・技能の向上を図るなど、必要な支援を行う。
- (11) 自動車等の運転者の立場における安全教育の実施
運転免許の更新時講習等において、自動車等の運転者の立場から、自転車の安全を確保するための留意事項についての教育を実施する。
- (12) 安全教育への機会が少ない大学生・成人への自転車安全教室の参加促進
安全教育の対象者を大学生、成人等、幅広い年齢層に拡大するため、児童・生徒を対象とした自転車教室への保護者の参加要請や、安全運転管理者を通じた事業所レベルでの安全教室の開催等の工夫を実施する。

項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(実施機関) 中部運輸局愛知運輸支局、 県地域安全課、警察本部交通部
細目	(4) 後部座席を含む全ての座席におけるシートベルト着用の推進	

1 計画の実施方針及び重点施策
 各季の交通安全運動、交通事故死ゼロの日や各種交通安全教室・講話の機会を利用し、後部座席を含めすべての座席におけるシートベルトの着用促進を図る広報啓発活動を行うほか、非着用者に対する指導取締り活動を実施する。
 また、街頭において、シートベルト着用の調査を行い、非着用のタクシー事業者について、指導を行うとともに、高速道路を運行するバス事業者に対して、乗客のシートベルト着用についてあらゆる機会に指導する。

2 計画の内容
 (中部運輸局愛知運輸支局)
 (1) 春、秋の交通安全運動、年末年始の輸送等安全総点検の査察において、シートベルト着用について啓発する。

(県地域安全課)

(2) シートベルト・チャイルドシート着用徹底

「カチッと100！」を合言葉に、着用率100%をめざす。

ア 「全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの着用徹底年間運動」の展開

○ シートベルト・チャイルドシートの日（毎月20日）

○ シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間

（6月11日～20日、11月11日～20日、2月11日～20日）

○ 県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所

（6月20日、11月20日、2月20日）

イ 企業・事業所による全座席シートベルト着用宣言の促進

パートナーシップ企業等に対して「全座席シートベルト着用宣言」を促進し、情報の提供や啓発物等を配布するなど、取組を支援する。

ウ あらゆる機会を通じた広報活動の推進

(警察本部交通部)

(3) 「県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所」活動の実施

(4) 交通情報板等を活用した広報の実施

(5) 広報資料やシートベルトコンビンサーを活用した広報啓発活動の実施

(6) 後部座席シートベルト着用指導カード（オレンジカード）を活用した指導の実施

(7) シートベルトモデル事業所の指定

項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(実施機関) 中部運輸局愛知運輸支局、 県地域安全課、警察本部交通部
細目	(5) チャイルドシートの正しい使用の徹底	
1 計画の実施方針及び重点施策 各季の交通安全運動、交通事故死ゼロの日を中心に、広報検問、街頭キャンペーン等の活動を通じてチャイルドシートの着用効果、正しい着用方法について広報啓発を行うほか、非着用者に対する指導取締活動を実施する。		
2 計画の内容 (県地域安全課) (1) 街頭において、チャイルドシート使用調査を実施する。 (2) 全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの着用徹底年間運動の展開 ア シートベルト・チャイルドシートの日（毎月20日） イ シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間 （6月11日～20日、11月11日～20日、2月11日～20日） ウ 県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所 （6月20日、11月20日、2月20日） (3) 広報啓発活動の推進 「カチッと100！」を合言葉に、あらゆる機会を通じ、チャイルドシートの着用に的を絞った効果的な広報・啓発活動を推進する。 チャイルドシートパンフレット 約50,000枚		

(警察本部交通部)

(4) 「県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所」活動の実施

(5) チャイルドシート使用徹底モデル園の指定

指定園数 44園

モデル園立て看板 44本 222千円

(6) 交通情報板等を活用した広報活動を実施

項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(実施機関) 県地域安全課、警察本部 交通部
細目	(6) 反射材の普及促進	
1 計画の実施方針及び重点施策 夜間における歩行者及び自転車利用者の交通事故防止に効果が期待できる反射材の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、反射材の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施及び関係機関・団体と協力した反射材の展示会の開催等を推進する。 また、運転者の視認性の向上とあわせ、歩行者や自転車利用者、対向車に自車の存在をいち早く知らせるために、ライド&ライト運動(夕暮れ時の前照灯早め点灯運動)を展開し、夕暮れ時の交通事故防止を図る。		
2 計画の内容 (県地域安全課) (1) 各季の交通安全県民運動を通じた普及啓発 街頭啓発活動や高齢者が多数集まる祭礼・行事等において啓発品の配布を実施する。 (2) 交通安全県民運動として、ライド&ライト運動(夕暮れ時の前照灯早め点灯運動)を通年実施 県内一斉ライド&ライト関所 9月24日(水) (警察本部交通部) (3) 各季の交通安全運動を中心に、街頭キャンペーン、反射材の効果を実証する参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。 (4) 高齢者交通安全協力員等による普及促進 高齢者交通安全協力員及び高齢者交通安全協力所を活用した反射材の配布による普及促進に努める。 (5) ライド&ライト運動(夕暮れ時の前照灯早め点灯運動)の実施 各季の交通安全運動を中心に、交通情報板等を活用した広報活動や街頭キャンペーンを実施するほか、各種交通安全教室・講話において広報啓発に努める。		

項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(実施機関) 警察本部交通部、県地域安全課、県障害福祉課
細目	(7) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立	

1 計画の実施方針及び重点施策

飲酒運転に起因する交通事故の実態・危険性等を広く周知させるため、キャンペーン等の広報啓発活動を推進し、飲酒運転を許さない社会環境づくりの定着化を図る。

2 計画の内容

(警察本部交通部)

(1) 飲酒運転根絶キャンペーンの実施

ア 交通関係団体と連携した飲酒運転根絶キャンペーンを実施するとともに「ハンドルキーパー運動」の普及促進を図る。

イ 交通情報板等を活用した広報啓発活動を実施し、飲酒運転根絶気運の醸成を図る。

(2) 地域、職域との連携

地域の交通ボランティアや安全運転管理者等を通じて、地域、職域における飲酒運転根絶機運の高揚を図る。

(3) 酒類関係団体との連携

酒の製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等に対し、飲酒運転防止に積極的に取り組み、飲酒運転根絶対策検討会への参画等を要請する。

(4) 運転代行サービスの利用促進

酒類提供飲食店組合等に対し、運転代行業に関する情報の提供や店内への運転代行業者連絡先の掲示の働き掛けを実施するなど、その利用促進を図る。

(5) 飲酒運転や飲酒運転周辺者三罪の罰則及び行政処分の周知徹底

あらゆる機会や広報媒体を通じて、酒酔い運転等の悪質・危険な違反行為をした者、車両提供者、酒類提供者、同乗者等に対する罰則及び運転免許の行政処分について引き続き周知し、飲酒運転の抑止を図る。

(6) 体験型講習の実施

自動車教習所と連携し、飲酒状態での運転シミュレーター体験や飲酒を疑似体験できるゴーグルを活用した車庫入れ体験など、体験型講習を実施する。

(県地域安全課)

(7) 飲酒運転根絶のための広報啓発活動等の実施

関係機関・団体と連携を強化し、飲酒運転四（し）ない運動（運転するなら酒を飲まない。酒を飲んだら運転しない。運転する人に酒をすすめない。酒を飲んだ人に運転させない。）を始め、飲酒運転根絶の日（毎月第4金曜日）、飲酒運転根絶強調月間（12月）等により、飲酒運転根絶の気運をより一層高めるためのキャンペーン、広報啓発活動を実施する。

また、飲酒運転根絶に向け、各季の交通安全県民運動等を通じ、チラシや啓発品の配布等を実施するとともに飲酒運転の危険性を疑似体験できるゴーグルを活用した安全教育を各種機会に実施する。

県庁、県民事務所等において、飲酒運転防止啓発ビデオ、飲酒体験ゴーグル等の貸出しを行う。

(県障害福祉課)

(8) アルコール依存症に対する相談支援

愛知県精神保健福祉センターや県内12か所の保健所が実施する精神保健福祉相談において、アルコール依存症に関する本人や、その家族からの相談に応じ、対応の仕方の助言を行ったり、医療機関や断酒会を紹介するなどの支援を行う。

項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(実施機関) 県広報広聴課、県地域安全課、警察本部交通部
細目	(8) 効果的な広報の実施	

1 計画の実施方針及び重点施策

交通安全の啓発を生涯教育の一つとして捉え、県民一人ひとりが交通事故の悲惨さや、交通事故はいつでも、だれでも、ちょっとした不注意で起こす可能性があるということの理解を深める活動を行う。

そのために日常生活の中で自発的な交通安全意識を醸成するため、世代相互の理解と思いやりを高めるなど、各世代それぞれの特徴に応じた広報啓発活動を推進する。

2 計画の内容

(県広報広聴課)

(1) テレビ・ラジオ放送による広報

媒体名	内 容		事業量	事業費
テレビ	東海 名古屋	SKE48のあいちテル！ まるまる◎あいち	事業にあわせ 適宜広報	年間契約のため、個別の費用算出は不可能
ラジオ	CBC 東海 FM AICHI ZIP-FM	あいち県政リポート こんにちは愛知県です AICHI SATURDAY TOPICS AICHI SUNDAY TIPS		

(2) 広報紙による広報

広報あいち	毎月第一日曜日に中日・朝日 ・読売・毎日新聞に掲載	事業にあわせ適宜 広報	年間契約のため、個別の 費用算出は不可能
-------	------------------------------	----------------	-------------------------

(3) インターネットによる広報

あいちインターネット情報局	県ウェブサイト「ネットあいち」 上で、知事記者会見、県政リポート 等を動画で配信	事業にあわせ適宜 広報	年間契約のため、個別の費用 算出は不可能
---------------	--	----------------	-------------------------

(4) その他

広報資料「愛知だより」	市町村が発行する広報誌等に転載し てもらうため、毎月1日に、県民にか かわりの深い県政情報をメールにて 発行	事業にあわせ適宜 広報
提供原稿	テレビ(CATVを含む)・ラジオ局に、 お知らせ番組やデータ放送の放送原 稿として県政情報を定期的に提供	
写真展示	庁舎内掲示板	

(県地域安全課)

(5) 街頭ビジョンによる広報 494千円

(6) ラジオによる広報啓発

「高齢者の交通事故防止」 AM 計70回

県民より募集した交通安全川柳を素材として、高齢者の交通事故防止を訴える。

(7) 広報車による広報

ア 重点対策市町村等における広報

法令違反、悪質危険運転に起因する人身事故が多い市町村（重点対策市町村）を中心にドライバーや地域住民に対して交通安全を呼びかける。

イ 高齢者の交通事故防止のための広報

県民より募集した交通安全川柳を素材として、高齢者の交通事故防止を呼びかける。

(警察本部交通部)

(8) ラジオによる広報啓発の実施

ア 交通事故防止等をテーマとしたテレビ番組の制作・放映

イ 東海ラジオ 「交通安全今日の一言」 月～金曜日、1日1回（約15秒）

「セーフティメッセージ」 月～金曜日、1日2回（約75秒）

ウ JA共済と連携した「安心めっせ〜じ」1回約3分 東海ラジオ 木曜日

FM AICHI 水曜日

(9) 県警ホームページ等を活用した広報の実施

ア 携帯電話向けメールマガジン「パトネットあいち」による交通死亡事故情報の配信

イ 県警ホームページ内の「交通安全」ページにおける広報啓発

ウ パソコン向けメールマガジン「すぐメール」システムによる交通安全情報の配信

エ 「ツイッター」による交通安全情報の配信

(10) 関係機関・団体との協力及び広報資料を活用した訴求力の高い広報の実施

チラシ・ポスター等を活用した広報の実施

(11) 交通情報板等を活用した広報啓発活動の実施

項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(実施機関) 県地域安全課、警察本部交通部
細目	(9) 思いやり意識の高揚と交通マナーを向上させる活動の推進	

1 計画の実施方針及び重点施策

交通社会において自動車がその中心となっているが、県内の交通事故情勢をみると、本来歩行者が守られるべき横断歩道上における事故や高齢者が被害者となる事故が多発しており、ドライバーの交通マナー・思いやり意識の欠如がみられる。こうした情勢にかんがみ、交通安全教育の場や広報を通じて思いやり意識の高揚と交通マナーの向上を図る。

2 計画の内容

(県地域安全課)

(1) ドライバーに対する広報啓発活動

子どもや高齢者にやさしい思いやり運転の必要性を訴えるとともに、高齢運転者標識、聴覚障害者標識等表示車両に対する保護意識の醸成を図る。

(2) 交通安全スリーS運動の実施

自動車、自転車運転者が交通事故を防ぐため、特に心がける運転行動を啓発する「交通安全スリーS運動」を展開する。

S t o p (ストップ) 信号遵守、一時停止、飲酒運転の根絶 など

S l o w (スロー) 交差点の徐行・減速運転、高齢者・子ども接近時の減速運転など

S m a r t (スマート) 交通ルールの遵守、シートベルト着用の徹底 など

(3) ハンド・アップ運動の実施

道路横断中の事故防止のため、歩行者が道路を横断するときは、ドライバーからよく見えるように手を挙げ、停車してくれたドライバーに感謝の気持ちを表し、横断する。また、ドライバーは、歩行者に思いやりの気持ちを持って停車する。このような運転者と歩行者が互いを尊重し、温かい思いやりの輪が広がるような行動を「ハンド・アップ運動」として推進し、各種の行事、啓発活動等を通じて普及・浸透を図る。

(4) 高齢者交通安全広報事業

7, 746千円

高齢者の交通事故防止を目的として、啓発イベントやラジオスポットCM、広報車の巡回による広報啓発により、高齢者及びドライバーを含めた地域住民全体の交通安全意識の向上を図る。

また、これらの広報の素材として活用する交通安全川柳を県民から募集することにより、県民自らが高齢者の交通安全について考える機会を作る。

(5) ドライバーマナー向上推進事業の実施

ア 法令違反・悪質危険運転対策

(ア) 法令違反、悪質危険運転に起因する人身事故が多い市町村（重点対策市町村）において、統一イメージを用いた各種の啓発活動を実施することにより、ドライバーに対して交通ルールの遵守を訴える。

6, 851千円

- ・ 広報車を活用した重点啓発
- ・ パートナーシップ企業の保有車両を活用した啓発
- ・ ポスター掲示による啓発
- ・ 県職員等による重点的な街頭啓発

(イ) スーパーマーケット等と連携した啓発キャンペーン 275千円

スーパーマーケット等と連携して、パネル展示や交通安全資器材等を活用した啓発キャンペーンを実施する。

イ 通学路の交通安全対策

318千円

児童の通学時間帯に、サイン板等を活用した立哨活動により啓発活動を実施する企業等を募集し、啓発資材を提供することで企業の交通安全活動の支援を行い、通学路における交通事故の防止を図る。

(警察本部交通部)

(6) 迷惑性の高い交通違反の指導取締り

横断歩行者等妨害等、進路変更禁止違反等の指導取締りを強化する。

項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(実施機関) 県地域安全課
細目	(10) 交通死亡事故多発時等における緊急対策	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>交通死亡事故が一定期間、集中的に発生した場合等に、「交通死亡事故多発警報」又は「交通死亡事故多発緊急事態宣言」を発令し、県民の交通事故に対する注意を喚起するとともに、県、警察、市町村、関係機関・団体等が連携・協働して総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進し、早期に交通死亡事故の抑止を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>緊急交通安全啓発事業費 513千円</p> <p>愛知県交通死亡事故多発警報等発令要綱に基づき、警報等を発令した際には、ホームページやラジオ等、あらゆる広報媒体を活用した広報、緊急街頭啓発活動等を速やかに実施することにより、警報等発令の周知及び県民の交通事故に対する注意を喚起し、交通死亡事故の抑止を図る。</p> <p>○ マグネットシートの作成</p>		

項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(実施機関) 中部運輸局愛知運輸支局、 県地域安全課、警察本部交通部
細目	(11) その他の普及啓発活動の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>高齢社会の進展、日常生活の夜型化、レジャー化、国際化等、様々に変化する社会情勢の中で、本格的な県民皆免許・大量交通時代を迎え、交通安全を国民行事として捉え、県民に対しあらゆる機会を活用して多角的に交通安全思想の普及、啓発を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(中部運輸局愛知運輸支局)</p> <p>(1) 交通安全運動等の期間中、ポスター等の掲出、ホームページへの掲載を行う。 (県地域安全課)</p> <p>(2) 県民事務所等の交通安全啓発活動 1, 252千円 市町村の行催事に合わせた交通安全キャンペーン等の実施 (警察本部交通部)</p> <p>(3) 関係機関・団体との連携による総合的な交通安全行事の開催</p> <p>(4) 各種広報紙に対する資料提供及び寄稿活動の推進</p> <p>(5) 交通安全普及所による交通安全教育の推進 ペーパーテストや機械検査による運転適性検査の実施等</p> <p>(6) 派遣型交通安全教育の実施 交通安全教育チーム“あゆみ”による派遣型交通安全教育の実施</p>		

項目	4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等	(実施機関) 中部運輸局、中部運輸局愛知運輸支局、県社会活動推進課、県地域安全課、県学事振興課私学振興室、県子育て支援課、県教委生涯学習課、警察本部交通部
細目		

1 計画の実施方針及び重点施策

交通関係機関・団体との連携を強化し、交通安全運動への参加及び交通事故防止等自主交通安全活動の指導協力を行う。

また、地域に根ざした交通安全組織の結成及び自主活動の活性化を図り、県民の交通安全意識の高揚を図る。

2 計画の内容

(中部運輸局愛知運輸支局)

- (1) 各自動車運送事業者団体への助言、資料等の提供を始め、交通安全運動への参加及び事故防止等に対する指導・協力を行う。

(県社会活動推進課)

- (2) 青少年県民運動の推進

青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動や青少年健全育成県民運動の中で、愛知県教育委員会、警察本部と連携して、暴走族追放や交通事故防止の機運を醸成する。

(県地域安全課)

- (3) 愛知県交通安全母の会に対する事業費の一部補助

事業名 愛知県交通安全母の会事業費補助金

補助金 500千円

- (4) 交通安全教育ボランティア「かけ橋」派遣事業 1,098千円

交通安全の教育指導者として活躍したい人材を募集・登録し、地域からの要望に応じて派遣し、交通安全教育指導などに従事していただく。

- 登録者への研修の実施
- 登録証明書の発行
- ジャンパー、帽子、警笛などのグッズを支給

- (5) 愛知県交通指導員連絡協議会の活動の推進

交通指導員に対する情報の提供、研修の実施、交通指導員相互の連携等を通じて、交通指導員の能力の向上と活動の充実を図る。

- (6) 交通安全パートナーシップ企業活動支援事業 266千円

従業員に対する交通安全啓発はもとより、街頭啓発活動や顧客等への注意喚起等の交通安全対策を自主的かつ積極的に実施している企業等を「交通安全パートナーシップ企業」として位置付け、これを広く募集し、県のホームページ等で公表するとともに、啓発資材や情報等を積極的に提供し、自主交通安全活動の一層の促進を図る。

(県学事振興課私学振興室)

- (7) 私立学校関係団体が実施する交通安全運動などの機会をとらえ、交通安全に関する情報・資料の提供により、幼児・児童・生徒等への交通安全教育の一層の推進を図る。

(県子育て支援課)

(8) 地域組織活動促進事業

母親等による手作り交通安全啓発マスコットを街頭配布するなどの交通安全啓発事業を促進する。

(県教委生涯学習課)

(9) 社会教育の場において、PTA、女性団体、青少年団体等を対象として、交通安全教育の推進を図るとともに、実践活動を推奨する。

(警察本部交通部)

(10) トラック協会、バス協会、宅配業者、安全運転管理者等に対する模範運転意識を高揚させるためのインターネット配信を含む積極的な情報提供と交通安全思想の普及徹底

(11) 交通安全に関する情報・資料の積極的な提供

(12) 後部座席を含むシートベルト・チャイルドシート及びヘルメットの正しい着用についての自主的活動の促進

(13) 関係機関・団体との連携による広報啓発行事等の実施

- ・ 街頭点検、街頭キャンペーン等の実施
- ・ 交通安全功労者（団体）、優良運転者等の表彰

(14) 愛知県交通少年団指導者育成協議会を通じた交通少年団活動の助成及び指導育成

- ・ 交通少年団集合訓練 1回 110千円
- ・ 機関紙の発行 1,700冊×1回 45千円
- ・ 啓発物 500個 189千円
- ・ 交通少年団被服 100着 887千円
- ・ 集合訓練傷害保険料 1回 14千円
- ・ 集合訓練保健師派遣 1回 16千円

(15) 住民参加による交通安全行事等の実施

(16) 交通安全に関する情報等の提供

(17) 地域社会における交通安全功労者等の表彰

- ・ 交通安全奉仕顕賞等表彰の実施
見込み 500人 269千円
功労金章（10年以上の街頭活動歴と抜群の功労）
功績銀章（6年以上の街頭活動歴と多大な功績）
優良銅章（3年以上の優良な街頭活動歴）
奉仕き章（6か月以上の街頭活動歴）
- ・ 優良自動車運転者表彰の実施（自己申告）
見込み 1,500人 664千円
セーフティ・ゴールド賞（15年以上無事故・無違反）
セーフティ・シルバー賞（10年以上無事故・無違反）
セーフティ・コパー賞（6年以上無事故・無違反）

項目	5 住民の参加・協働の推進	(実施機関) 県地域安全課、県道路維持課、警察本部交通部
細目		
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>交通の安全は、住民の安全意識により支えられることから、住民自らが交通安全に関する意識改革を進めることが重要である。</p> <p>このため、交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に進める。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(県地域安全課)</p> <p>(1) 交通安全パートナーシップ企業活動支援事業 266千円</p> <p>従業員に対する交通安全啓発はもとより、街頭啓発活動や顧客等への注意喚起等の交通安全対策を自主的かつ積極的に実施している企業等を「交通安全パートナーシップ企業」として位置付け、これを広く募集し、県のホームページ等で公表するとともに、啓発資材や情報等を積極的に提供し、自主交通安全活動の一層の促進を図る。</p> <p>(県道路維持課、警察本部交通部)</p> <p>(2) 交通安全総点検等住民が積極的に参加できるような仕組みをつくるなど、交通安全対策を推進する。</p> <p>(3) 安全で良好なコミュニティ形成を図るため、住民や道路利用者など地域と行政が協力して「ヒヤリマップ」を作成する活動を推進する。</p> <p>(警察本部交通部)</p> <p>(4) 交通安全教育チーム“あゆみ”と連携した効果的かつ分かりやすい交通安全教育を推進する。</p>		

第3節 安全運転の確保

項目	1 運転者教育等の充実	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(1) 自動車教習所における教習の充実	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>安全運転に必要な知識及び技術を身に付けた上で安全運転を実践できる運転者を育成するため、免許取得前から安全意識を醸成する交通安全教育の充実を図るとともに、免許取得時においては、特に危険予測・危険回避能力向上のための訓練を行うほか、個々の心理的・性格的適性を踏まえた教育、交通事故の悲惨さの理解を深める教育等を通じて運転者の安全意識の向上を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 自動車教習所における教習の充実</p> <p>指定自動車教習所の教習指導員等の資質の向上を図るとともに、技能検定に立ち会うなど、立入検査の結果に基づいた指導による教習水準の維持・向上を促進するほか、指定自動車教習所以外の届出自動車教習所に対しても、その水準向上のため、適正な教習の実施に必要な指導・助言に努める。</p> <p>指定自動車教習所数 平成26年4月1日現在 54校 届出自動車教習所数 " 4校</p> <p>(2) 運転者の安全意識を向上させる教育の充実</p> <p>自動車教習所における教習等において、交通事故の悲惨さを理解させ、安全意識を向上させる教育の充実に努める。</p>		

項目	1 運転者教育等の充実	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(2) 各種講習の充実	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>取消処分者講習及び各種講習による運転者に対する再教育を効果的に実施するため、講習施設・設備等の充実を図るほか、講習指導員の資質向上、講習資器材の高度化並びに講習内容及び講習方法の充実を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 運転免許取得時講習の充実</p> <p>原付免許、普通二輪免許、大型二輪免許、普通免許、中型免許、大型免許、普通二種免許、中型二種免許及び大型二種免許を取得しようとする者に対する運転免許取得者講習を効果的に実施するため、講習委託先に対する必要な指導監督を行い、講習に必要な体制の整備を図る。</p> <p>(2) 更新時講習の充実</p> <p>優良運転者・一般運転者・違反運転者・初回更新者の区分に応じた講習の実施、講習指導員の資質の向上と適正人員の確保、講習内容の充実及び講習施設と資器材の整備・充実を図ることにより、効果的な更新時講習を実施する。</p>		

項目	1 運転者教育等の充実	(実施機関) 県教委健康学習課、 警察本部交通部
細目	(3) 二輪車安全運転対策の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>二輪車事故の防止対策として、二輪車関連団体等との連携を密にし、若年層を中心として安全運転に関する知識・技能習得のための、参加、実践型の交通安全教育・訓練等を実施し、二輪運転の交通安全意識の高揚を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(県教委健康学習課)</p> <p>(1) 主に定時制や山間部の生徒で、学校長から原付での通学を特別に許可されている生徒については、各学校で交通安全教育を実施する。</p> <p>(警察本部交通部)</p> <p>(2) 交通安全教育、訓練の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ライダースクール（二輪車安全運転講習）の実施 16回 592千円 ・ バイク教室等の開催 <p>(3) 二輪車安全運転愛知県大会の実施（5月17日（土））</p> <p>(4) その他二輪運転者に対する教育</p> <p>指定自動車教習所における自動二輪車に係る教習の充実及び技能検定制度の適正な運用を図るとともに、運転免許取得者教育の認定制度の活用により二輪車運転者に対する教育の充実を図る。</p>		

項目	1 運転者教育等の充実	(実施機関) 警察本部交通部、 県地域安全課
細目	(4) 高齢運転者対策の充実	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>高齢社会の進展に伴い増加する高齢運転者に対する教育体制を整備するとともに、実車を用いた参加・体験・実践型講習及び科学的運転適性検査器等を活用した運転適性検査の実施による個別安全運転指導を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(警察本部交通部)</p> <p>(1) 高齢運転者に対する教育の充実</p> <p>ア 高齢者に対する教育の充実</p> <p>75歳以上の高齢運転者に対する講習予備検査（認知機能検査）の実効性を高める判定基準及び検査手法等とするための道路交通法施行規則の改正等を踏まえ、同検査の適切な運用の徹底を図る。</p> <p>高齢者講習については、講習予備検査等の実施状況を踏まえ、より合理的な講習内容の検討を行い、円滑な講習の運営に努めるとともに、講習予備検査の結果に基づくきめ細やかな教育に努める。</p>		

イ 臨時適性検査の確実な実施

交通事故捜査、運転適性相談、高齢者講習の機会等を通じて、認知症の疑いがある運転者の把握に努め、的確に臨時適性検査を行うとともに、認知症であることが判明した者については運転免許の取消し等の行政処分を確実にを行う。

ウ 運転免許の申請取消し制度等の一層の周知

申請による運転免許の取消し制度及び運転経歴証明書の本人確認に資する規定の整備について積極的な広報に努めるとともに、運転経歴証明書の提示に伴う各種販売店等における特典付与の働き掛けと運賃割引等のサービス提供等、身体機能の低下等により自動車等の運転に不安を覚える高齢者が運転免許証を返納しやすい環境整備を図る。

エ 高齢者からの相談に対する適切な対応

高齢者やその家族からの運転適性相談を始めとした各種相談を実施する際には、高齢者の特性や心情に配慮した適切な対応を行う。

(2) 高齢運転者標識の表示の促進

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者講習を始めとするあらゆる機会を通じて、高齢運転者標識の表示の促進を図る。

また、他の年齢層に高齢運転者の特性を理解させ、高齢運転者標識を表示した自動車への幅寄せ等を行わないよう運転者教育に努める。

(3) 高齢者脳トレ講座等の実施

高齢運転者による事故事例を題材とした参加・疑似体験型の高齢者脳トレ講座や可搬式運転シミュレーターを活用した交通安全教育を実施する。

(4) 緊急チラシ等の掲示による広報啓発活動の推進

高齢者事故が多発した場合に、高齢者が多数利用するショッピングセンターや高齢者交通安全協力所、地域の掲示板等に緊急チラシの掲示を依頼するなど、高齢者の交通事故実態が広く浸透される活動を推進する。

(県地域安全課)

(5) 高齢運転者に対する広報啓発活動の推進

高齢運転者と高齢歩行者・自転車利用者による交通死亡事故が多発していることから、高齢者を対象とした参加・体験型の出張講座を始めとする交通安全教育等の機会を通じて高齢者の特性、交通事故実態等の周知を図る。

項目	1 運転者教育等の充実	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(5) 運転免許を取得した者に対する再教育の推進	
1 計画の実施方針及び重点施策 取得者教育の認定を受けた教育機関（自動車教習所）に対する指導・助言によりその水準の向上を図る。		
2 計画の内容 (警察本部交通部) 既に運転免許を取得した者に対する再教育を実施している自動車教習所等に対し、必要な指導・助言を行い、その水準の向上を図るとともに、運転免許取得者教育の認定制度の活用により、地域の交通安全教育センターとしての自動車教習所等の機能を充実強化する。		

項目	1 運転者教育等の充実	(実施機関) 県地域安全課、警察本部 交通部
細目	(6) シートベルト・チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 シートベルト・チャイルドシート及びヘルメットの着用効果に対する理解と正しい着用の一層の徹底を図るため、あらゆる機会、広報媒体等を通じて継続的に広報活動を推進するとともに、非着用者に対する指導取締りを強化する。</p> <p>2 計画の内容 (県地域安全課)</p> <p>(1) 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用徹底年間運動の展開、「シートベルト・チャイルドシートの日及びシートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間」の設定 毎月20日を「シートベルト・チャイルドシートの日」とし、シートベルト・チャイルドシート着用に関する街頭啓発活動を徹底するほか、6月、11月、2月に「シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間」を実施し、この旬間の最終日には、県内一斉に「シートベルト・チャイルドシート関所」を実施する。</p> <p>(2) 広報・啓発活動の推進 「カチッと100!」を合言葉に、あらゆる機会を通じ、シートベルト・チャイルドシートの着用に的を絞った効果的な広報啓発活動を推進する。 ・ シートベルト・チャイルドシートパンフレット 約50,000部</p> <p>(3) 企業・事業所による全座席シートベルト着用宣言の促進 パートナーシップ企業等に対して「全座席シートベルト着用宣言」を促進し、情報の提供や啓発物等を配布するなど、取組を支援する。 (警察本部交通部)</p> <p>(4) 交通安全教育の推進 運転者講習、交通教室等において、衝撃体験等を取り入れた教育を実施し、シートベルト・チャイルドシート及びヘルメットの着用効果と正しい着用方法についての周知徹底を図る。</p>		

項目	1 運転者教育等の充実	(実施機関) 中部運輸局愛知運輸支局、 警察本部交通部
細目	(7) 自動車運転代行業者への指導等	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 警察庁及び国土交通省が策定した「運転代行サービスの利用環境プログラム」や「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」に基づき、自動車運転代行業の利用者の利便性・安心感の向上及び自動車運転代行業の健全化を図り、飲酒運転根絶の受け皿としての運転代行サービスの普及を促進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 利用者の利便性・安心感の向上 愛知県運転代行業協会を始め、業者に対して安心して利用できる事業者に関する情報の利用者への提供や、料金体系の明確化など、自動車運転代行業の利用促進に向けた自主的な活動を支援する。</p>		

(2) 自動車運転代行業の健全化

- ・ 違法駐車、無保険営業、名義貸し及び変更届出義務違反等の取締りや自動車運転代行業者に対する指導監督を強化し、ホームページにおいて行政処分を受けた自動車運転代行業者の公表を行う。
- ・ 国土交通省との連携をより一層強化する。

3 稼働中の自動車運転代行業者

102業者（平成26年3月末現在）

項目	2 適正な運転免許行政の推進	(実施機関) 警察本部交通部
細目		
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 免許保有者の立場に立った運転免許制度の改善、充実を行うとともに、外国人運転者の増加に伴う運転免許業務の国際化への対応と、東日本大震災を踏まえた大規模災害対策を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 利便性を考慮した運転免許業務の推進 運転免許証更新申請者等の利便の向上に配慮した運転免許試験場の施設の整備、コース開放による運転免許取得希望者等の練習機会の拡大及び持参した写真による運転免許証の作成を希望する申請者への適切な対応に努める。</p> <p>(2) 運転免許試験及び指定自動車教習所における技能検定の適正水準の維持等 学科試験における不正行為を防止するため、出題パターンの複数作成、試験問題の定期的な更新、試験監視体制の確保等の対策を一層推進する。 また、指定自動車教習所に対する指導監督を徹底し、適正な業務の推進及び技能検定の適正水準の維持を図る。</p> <p>(3) 危険運転者の排除と改善等 ア 危険運転者の排除と改善 危険運転者を道路交通の場から早期に排除するため、仮停止を始めとする行政処分を迅速的確に実施する。あわせて自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等にかかっていると疑われる者等に対する臨時適性検査等の迅速・的確な実施に努める。この際、平成25年の改正道路交通法により新設される運転免許の効力の暫定的停止制度を適切に運用する。 また、違反行為をした危険運転者の改善のため、初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習及び取消処分者講習について、講習指導員を計画的に養成し、資質の向上を図るとともに、講習施設等の整備・充実に努め、指導の充実に努める。</p> <p>イ 常習飲酒運転者対策 飲酒運転をした者に対する行政処分を迅速・的確に行う。また、取消処分者講習等における飲酒学級の講習内容の充実に努めるとともに、飲酒行動の改善や飲酒運転に対する規範意識の向上を目的とした新しい取消処分者講習を効果的に推進する。</p> <p>(4) 国際化に対応した運転免許業務の推進 外国語による運転免許学科試験を実施するとともに、外国等の運転免許を有するものに</p>		

対する運転免許試験の一部免除に当たっては、自動車の運転に支障がないことの確認を適正に実施する。

また、偽造免許証による国内免許の不正取得の防止措置を強化する。

(5) 大規模災害対策の推進

大規模災害により運転免許証を亡失等した被災者の利便を図るため、再交付業務の早期再開等のための体制を構築する。

項目	3 きめ細やかな運転者施策の推進	(実施機関) 警察本部交通部
細目		

1 計画の実施方針及び重点施策

運転免許の取得時や更新時に一定の症状を呈する病気等に関する質問票の交付・提出制度の運用開始による運転適性相談の充実等を図るとともに、障害者に配慮した運転免許試験や各種講習に努める。

2 計画の内容

(警察本部交通部)

(1) 運転適性検査等の効果的活用

運転者の運転特性を診断するために開発された筆記による運転適性検査や運転適性検査器材を用いた運転適性検査を積極的に活用し、その結果に基づいた安全運転指導により、安全運転意識の醸成を図る。

(2) 障害者等に対する運転適性相談活動の充実等

ア 障害者等に対する運転適性相談活動の充実

障害者及び一定の症状を呈する病気等にかかっている者の運転免許の取得について、自動車等の安全な運転への支障の有無を個別に判断する必要があることを踏まえ、担当職員の専門的知識・技能の向上を図り、障害者及び一定の症状を呈する病気等にかかっている者に対する運転適性相談活動のより一層の充実に努める。

イ 運転免許申請時・運転免許証更新時における正しい申告の徹底

平成25年の改正道路交通法により新設される一定の症状を呈する病気等に関する質問票の交付・提出制度について、県民に対する周知徹底に努める。

その際、虚偽記載した質問票の提出に対する罰則が設けられていること及び一定の病気に該当すること等を理由として取り消された者は3年以内であれば運転免許試験が一部免除されることを併せて周知することにより、正しい病状申告を促進する。

ウ 医師との連携

一定の病気等に該当する疑いがある者の主治医からの届出が行いやすい環境作り及び臨時適性検査の円滑な運用のため、医師団体との連携を強化する。

エ 障害者に対する配慮

運転免許試験場等における障害者の利便のため、身体障害者用に改造を行った持込み車両等による技能試験を実施するとともに、聴覚障害者が運転できる車種の拡大に伴い、字幕入り講習用ビデオの導入、漢字に振り仮名を付けた学科試験の作成、技能試験や各種講習における運転中の聴覚障害者への意思伝達手段の確保等に努める。

また、障害者に係る教習体制の充実について、指定自動車教習所等に対する指導を推進するとともに、聴覚障害者標識や身体障害者標識を表示した自動車の周囲の運転者の配慮事項について広報啓発を行う。

項目	4 安全運転管理の推進	(実施機関) 警察本部交通部
細目		
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 運転者の大半は、何らかの形で企業に属しており、企業内の安全運転管理体制を充実強化し、自主交通安全活動の活性化を図ることによって、職域、地域及び家庭における交通安全意識の高揚と交通事故防止に努める。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 安全運転管理者等講習の実施 40,409千円(委託料) ・安全運転管理者、副安全運転管理者に対する法定講習の実施 74回</p> <p>(2) 安全運転管理者選任事業所に対する指導の徹底</p> <p>(3) 安全運転管理者講習未受講者に対する指導の徹底</p> <p>(4) 未選任事業所の発見</p> <p>(5) 安全運転管理モデル事業所の委嘱及び指導</p> <p>(6) 若年従業員に対する交通安全教育の強化</p>		

項目	5 自動車運送事業者等の行う運行管理の充実	(実施機関) 中部運輸局、中部運輸局 愛知運輸支局
細目	(1) 自動車運送事業者に対する指導監督の充実	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 労働基準法等の関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対しては厳正な処分を行う。このため、効果的かつ効率的な監査を実施するための監査システムの構築及び監査実施体制の充実・強化を図る。</p> <p>2 計画の内容 関係行政機関相互の連絡会議の開催及び指導監督結果の相互通報制度等を活用することにより、過労運転に起因する事故等の通報制度的確な運用と業界指導の徹底を図るとともに、事業者団体等関係団体を通じての指導にも努める。特に、貨物自動車運送事業者については、貨物自動車運送適正化事業実施機関を通じての過労運転・過積載の防止等運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。</p> <p>さらに、自動車運送事業者による社内一丸となった安全管理体制の構築・改善を図るため、国がその構築状況を評価・助言する運輸安全マネジメント制度の一層の浸透・徹底を図る。</p>		

項目	5 自動車運送事業者等を行う運行管理の充実	(実施機関) 中部運輸局、中部運輸局 愛知運輸支局
細目	(2) 安全運転の確保に資する機材の普及及び活用策の充実	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 映像記録型ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等の安全運転の確保に資する機器の普及の促進を進め、運行管理者が行う安全指導の高度化を図る。</p> <p>2 計画の内容 (1) 映像記録型ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等を導入する運送事業者等へ支援を行う。 (2) 運送事業者における乗務員のリスク情報の把握や共有、経営者や運行管理者による事故の再発防止対策の検討・立案等を容易に、かつ、効率的・効果的に実施するための映像記録型ドライブレコーダーの活用手順について周知を図る。また、映像記録型ドライブレコーダーより得られた情報の事故分析への更なる活用方法等について検討し、活用方法等の充実に努める。</p>		

項目	5 自動車運送事業者等を行う運行管理の充実	(実施機関) 中部運輸局、中部運輸局 愛知運輸支局
細目	(3) 自動車運送事業者に係る事故要因分析の実施	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 事業用自動車の事故に関する情報の充実を図るため、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく事故情報の収集・分析に加え、自動車運送事業に係る交通事故要因分析のための情報収集・分析を充実及び強化するとともに、これらの事故情報について、多角的に分析等を実施する。</p> <p>2 計画の内容 自動車運送事業者が乗務員への安全教育の充実を図るための方策について検討を行っていく。</p>		

項目	5 自動車運送事業者等を行う運行管理の充実	(実施機関) 中部運輸局、中部運輸局 愛知運輸支局
細目	(4) 運行管理者等に対する指導講習の充実	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 運行管理者等に対する指導講習について、民間参入の促進を図ること等により、受講環境の整備を行う。</p>		

2 計画の内容

自動車運送事業の運行管理者等に対する次の講習について、充実強化を図るとともに、視聴覚教材の活用等により効果的に実施し、運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。

- ① 運行管理者の管理能力向上を図る「一般講習」
- ② 新たに運行管理者になろうとする者に対し、基礎的な知識を習得させる「基礎講習」
- ③ 有責事故を惹起したり、行政処分を受けた事業者の運行管理者に対し、資質の向上と事故等の再発防止を図る「特別講習」

項目	5 自動車運送事業者等の行う運行管理の充実	(実施機関) 中部運輸局、中部運輸局 愛知運輸支局
細目	(5) 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等	

1 計画の実施方針及び重点施策

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者について、利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようにする。

2 計画の内容

事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」(通称Gマーク事業)を促進する。

また、地方公共団体及び民間団体等において、貨物自動車運送を伴う事業を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業所(通称Gマーク認定事業所)の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら当該事業所が積極的に選択されるよう努める。

項目	5 自動車運送事業者等の行う運行管理の充実	(実施機関) 中部運輸局、中部運輸局 愛知運輸支局
細目	(6) 社内安全教育の実施に対する支援	

計画の実施方針及び重点施策

社内での安全教育を促進するため、外部専門家等の活用による事故防止コンサルティング実施に対して支援を行い、社内での安全教育の充実を図る。

項目	6 交通労働災害の防止等	(実施機関) 愛知労働局
細目	(1) 交通労働災害の防止	

1 計画の実施方針及び重点施策

交通労働災害防止のため、事業場における安全衛生管理体制の確立、適正な労働時間等の管理、走行管理及び運転者に対する健康管理・交通安全教育の推進を図る。

2 計画の内容

- (1) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」(改正平成25年5月28日付け基発0528第2号)の一層の周知・徹底及び労働災害防止団体、事業者団体等を通じた交通労働災害防止対策の推進を図る。
- (2) 労働災害防止団体連絡会議の開催等、各関係団体等と密接に連携し、これらの機関等の協力を得て交通労働災害防止対策を効果的に推進する。

項目	6 交通労働災害の防止等	(実施機関) 愛知労働局
細目	(2) 運転者の労働条件の適正化	

1 計画の実施方針及び重点施策

自動車運転者の交通事故防止に資するため、労働基準法等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号(改正平成12年労働省告示第120号等)以下「改善基準」という。)に基づき、自動車運転者の労働条件の適正化を図る。

2 計画の内容

- (1) 監督指導・集団指導の実施

自動車運転者の交通事故防止に資するため、労働基準法等の関係法令及び「改善基準」に基づき、旅客自動車運送事業及び陸上貨物運送事業等を営む事業主に対する監督指導・集団指導を実施し、自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の改善を図る。
- (2) 自主的労務改善促進のための指導

自動車運転者時間管理等指導員を活用し、業界及び各事業場の自主的な労務改善活動の促進を図る。
- (3) 関係行政機関との連携

自動車運転者の労働条件改善のため、労働基準監督機関と運輸関係機関との間における通報制度、自動車運転者の過労運転事案に係る警察機関からの通報制度等を活用するとともに、関係行政機関との連携を図るため連絡会議を開催する。必要に応じて、運送事業者に対し労働基準監督機関と運輸関係機関との合同監督監査を行う。

項目	7 道路交通に関する情報の充実	(実施機関) 県消防保安課、中日本高速道路株式会社
細目	(1) 危険物輸送に関する情報提供の充実等	

1 計画の実施方針及び重点施策

危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード(危険物有害物質の性状、処理剤及びその調達先等、この際に必要な情報を記載した緊急連絡カード)の携行、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等について危険物運送事業者の指導を強化する。

また、危険物搬送車両の交通事故による危険物の漏洩等が発生した場合に、安全かつ迅速に事故処理等を行うため、危険物データベース及び危険有害物質の表示・特定の仕組みも含め、その表示のあり方について検討する。

2 計画の内容

(中日本高速道路株式会社)

危険物積載車両による事故を想定した訓練を関係機関と協力して実施していくことにより、危機管理意識の高揚を図る。

項目	7 道路交通に関する情報の充実	(実施機関) 名古屋地方気象台
細目	(2) 気象情報等の充実	

1 計画の実施方針及び重点施策

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとることで事故の防止・軽減に資するよう、適時・適切に予報・警報等を発表する。

また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やITの活用等に留意し、主に次のことを行う。

2 計画の内容

(1) 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な予報・警報等を発表するため、主に次に述べるような観測予報体制の強化を図る。

また、国際的な協力として、世界気象機関(WMO)が策定した世界気象監視(WWW)計画を積極的に推進する。

ア 静止気象衛星業務

運輸多目的衛星新1号(ひまわり6号)及び運輸多目的衛星新2号(ひまわり7号)の適切な運用を行うとともに、静止地球環境観測衛星(平成26年度打ち上げ予定)の製作を進める。

イ 地上気象観測業務

気象官署等の地上気象観測装置を平成22年度から5年計画で順次更新し、集中豪雨、局地的大雨等の実況監視体制を強化する。

(2) 地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等

地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・津波、火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

ア 緊急地震速報(予報及び警報)の利活用の推進

地震動の予報・警報として発表する緊急地震速報(予報及び警報)について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。

イ 津波警報等の改善

東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえ、有識者等による津波警報の改善に向けた検討を行い、より住民の避難につながるよう、新しい津波警報等の情報文の運用を平成25年3月から開始した。

また、津波警報の発表をより確度の高いものとし、かつ迅速確実に行うため、巨大地震でも計測可能な広帯域強震計を国内に整備するとともに、海底津波計（ブイ式）を東北地方太平洋沖に設置し、津波警報の更新や沖合の津波情報への活用を開始した。

適確な防災対応に資するよう、新しい津波警報の運用を行うとともに、地震の規模や津波の状況を正確に把握し、迅速的確な津波警報の更新や沖合の津波情報の発表を行うため、広帯域強震計や沖合津波計の利活用を推進する。

ウ 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進

火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの設定や改善を推進する。

(3) 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。

また、県民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かりやすく提供する。

ア 気象予報・警報等

気象による道路交通障害が予想されるときは、適時・適切に大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮の特別警報、大雨、洪水、大雪、暴風（強風）、暴風雪、高潮、波浪の警報・注意報及び気象等に関する情報を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

イ 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想されるときは、適時・適切に気象庁が発表する緊急地震速報（予報及び警報）、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震情報等を関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

ウ 東海地震に関連する情報

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。

また、東海地域の地震・地殻活動に変化があった場合には、その現象の状況に応じて気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報）を防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

エ 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想されるときは、平常時からの火山防災協議会での共同検討の結果に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられる噴火警戒レベルを付して気象庁が発表する噴火警報等を防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(4) 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、予報・警報等の伝達などに関する説明会を開催する。

第4節 車両の安全性の確保

項目	1 車両の安全性に関する基準等の改善の推進	(実施機関) 中部運輸局
細目	(1) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等	
<p>計画の実施方針及び重点施策</p> <p>車両の安全対策の基本である自動車の構造・装置等の安全要件を定める道路運送車両の保安基準について、平成22年度に開催した交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会の結果を踏まえつつ、事故を未然に防ぐための予防安全対策、万が一事故が発生した場合においても乗員、歩行者等の保護を行うための被害軽減対策、その際に火災の発生等の二次災害が起こることを防止するための災害拡大防止対策のそれぞれの観点から、適切に拡充・強化を図る。</p>		

項目	1 車両の安全性に関する基準等の改善の推進	(実施機関) 中部運輸局、中部運輸局 愛知運輸支局
細目	(2) 先進安全自動車(ASV)の普及の促進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した先進安全自動車(ASV)について、普及の促進を進め、運転者の安全運転を支援する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>衝突被害軽減ブレーキ、ふらつき警報装置、横滑り防止装置等のASVを導入する運送事業者に対し支援を行う。</p>		

項目	1 車両の安全性に関する基準等の改善の推進	(実施機関) 県産業振興課、県産業科学技術課
細目	(3) 自動車安全に係る技術開発等の支援	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>自動車安全に係る技術開発等の支援を通じて、交通安全に資する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>国、地方自治体、大学及び民間企業で組織する「自動車安全技術プロジェクトチーム」において、自動車安全技術に係る研究開発・実証実験や普及の取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車安全技術プロジェクトチーム会議及びワーキンググループの開催 ○ 中堅・中小企業の技術のPR・取引先開拓のための展示会出展への支援 ○ 安全技術搭載自動車に係る講習会及び体験試乗会の実施 ○ 大学・企業等による自動車安全技術に係る研究会の開催 		

項目	2 自動車アセスメント情報の提供等	(実施機関) 中部運輸局
細目		
<p>計画の実施方針及び重点施策</p> <p>自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の一般情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を公正中立な立場で取りまとめ、これを自動車使用者に定期的に提供する自動車アセスメント事業を推進する。これにより、自動車使用者の選択を通じて、より安全な自動車の普及拡大を促進すると同時に、自動車製作者のより安全な自動車の研究開発を促進する。</p> <p>また、チャイルドシートについても、製品ごとの安全性に関する比較情報等を自動車使用者に提供することにより、その選択を通じて、より安全なチャイルドシートの普及拡大を図る。</p>		

項目	3 自動車の検査及び点検整備の充実	(実施機関) 中部運輸局愛知運輸支局
細目	(1) 自動車の検査の充実	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備を自動車検査独立行政法人とともに推進することにより、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく新規検査等の自動車検査の確実な実施を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>不正改造を防止するため、適宜、自動車使用者の立入検査を行うとともに、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進する。</p> <p>指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化する。さらに、軽自動車の検査については、その実施機関である軽自動車検査協会における検査の効率化を図るとともに、検査体制の充実強化を図る。</p>		

項目	3 自動車の検査及び点検整備の充実	(実施機関) 中部運輸局愛知運輸支局
細目	(2) 自動車点検整備の充実	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>(1) 自動車点検整備の推進</p> <p>自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に全国的に展開する。また、街頭啓発活動を高速道路利用者を中心に実施し、自動車の定期点検整備の必要性をより多くの自動車ユーザーに対し啓発する。</p>		

また、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会をとらえ、関係者に対し、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。

特に大型自動車については、車両火災や車輪脱落事故が発生している状況を踏まえ、重点点検の実施を推進する。

なお、車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。

(2) 不正改造車の排除

道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等、環境悪化の原因となっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化、さらに年間を通じ、不正改造車に関する情報収集を行い、寄せられた情報を基にその使用者に対して警告ハガキを送付することにより、不正改造防止について、自動車ユーザー及び自動車関係事業者等の認識を高める。

また、不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令制度について、その的確な運用に努める。

(3) 自動車分解整備事業の適正化及び近代化

点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車分解整備事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、消費者保護の観点も含め、その実施の推進を指導する。

また、自動車分解整備事業者における経営管理の改善や整備の近代化等への支援を推進する。

(4) 自動車の新技術への対応等整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備業がこれらの変化に対応する必要があることから、関係団体からのヒアリング等を通じ自動車整備業の現状について把握するとともに、自動車整備業が自動車の新技術及び多様化するユーザーニーズに対応するための環境整備・技術の高度化を推進する。

また、整備主任者等を対象とした新技術研修の実施等により、整備要員の技術の向上を図るとともに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため、一級自動車整備士制度の活用を推進する。

(5) ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化

民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、近年ペーパー車検等の不正事案が発生していることから、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を引き続き行う。

項目	4 リコール制度の充実・強化	(実施機関) 中部運輸局
細目	(1) 情報収集体制の強化	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車製作者等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車製作者等への監査を実施するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行う。</p> <p>また、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行う。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>自動車不具合情報ホットラインを積極的にPRするとともに、自動車ユーザー等から安全上重要な不具合について定期的に報告を義務付けるなど、情報収集体制の強化を図る。</p> <p>不具合情報やリコール情報等に関し、自動車製作者等から収集している不具合情報の拡充、海外機関との連携強化等により、情報収集体制の充実強化を図る。</p> <p>また、自動車整備事業者に対する監査の中で、リコールにつながるような不具合情報の収集を積極的に行う。</p>		

項目	4 リコール制度の充実・強化	(実施機関) 中部運輸局
細目	(2) 調査分析体制の強化	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>車両欠陥の疑いがある自動車による交通事故等を都道府県警察から国土交通省に対して通報する制度を的確に運用するなど、関係機関の協力の下、不具合情報の収集に努め、リコール対象車両の早期発見を図るとともに、ディーラー監査を実施して、不具合情報・改善指示等の充実を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>収集した不具合情報について、スクリーニングを的確に実施するとともに、独立行政法人交通安全環境研究所における技術検証体制を一層強化し、調査分析体制の充実強化を図る。</p>		

項目	5 自転車の安全性の確保	(実施機関) 中部経済産業局、県地域安全課、警察本部交通部
細目		
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、駆動補助機付自転車（人の力を補うため原動機を用いるもの）及び普通自転車に係る型式認定制度の活用を努める。</p> <p>また、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、対歩行者との事故等自転車の利用者が加害者となる事故が発生していることにかんがみ、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、損害賠償責任保険等への加入を促進する。さらに、夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材の普及促進を図り、自転車の視認性の向上を図る。</p> <p>自転車の安全性を確保し、自転車利用者の交通事故を防止するため、愛知県自転車モーター商協同組合等と連携の上、自転車安全整備士制度を拡充整備する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(中部経済産業局)</p> <p>(1) 消費生活用製品安全法による製品事故情報の報告・公表制度及びSGマーク制度のPRを図る。</p> <p>(県地域安全課)</p> <p>(2) 自転車・二輪車安全利用の日、月間等を通じて、自転車の点検整備や夜間の交通事故防止のための灯火及び反射器材の取付けの普及促進を図る。</p> <p>併せて、自転車安全基準に適合した自転車に貼付されるBAAマークや自転車安全整備士が点検整備した普通自転車に貼付されるTSマークなどの各種制度の周知を図る。</p> <p>(警察本部交通部)</p> <p>(3) 愛知県自転車モーター商協同組合の会員を自転車安全安心アドバイザーに委嘱し、来店者に対して交通事故防止対策についてのアドバイスを行うなど、自転車利用者の交通事故防止を図る。</p>		

第 5 節 道路交通秩序の維持

項目	1 交通の指導取締りの強化等	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(1) 一般道における効果的な指導取締りの強化等	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>一般道路においては、歩行者及び自転車利用者の保護の観点に立った指導取締り並びに事故多発路線及び交差点等における重大事故の防止に重点を置いて、交通指導取締りを効果的に推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締り</p> <p>地域の交通実態や交通事故の発生状況等の分析及び県民からの取締り要望等を踏まえて、児童、高齢者、障害者等の保護の観点に立った交通取締りを推進し、事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに、飲酒運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化を図る。</p> <p>飲酒運転の根絶に向けて、取締りの時間、場所、手段に創意工夫を凝らすなど飲酒運転者に対する厳正な取締りを一層強化する。</p> <p>さらに、飲酒運転の検挙や飲酒運転関連事故事件の捜査の際は、運転者に対する捜査のみならず、車両等の使用者、飲酒先、同乗者、飲酒の同席者等に対する徹底した捜査を行い、飲酒運転者に対する車両等提供、酒類提供、依頼同乗並びに教唆行為等の立件に努める。</p> <p>また、無免許運転常習者に対する取締りを強化するとともに、周辺者に対する徹底した捜査を行い、自動車等提供罪及び要求依頼同乗罪を確実に立件する。</p> <p>また、シートベルト全席着用等の指導取締りを徹底し、被害軽減対策を推進する。</p> <p>(2) 背後責任の追及</p> <p>事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じ自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行う。</p> <p>(3) 自転車利用者に対する指導取締りの推進</p> <p>自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止、携帯電話使用及び歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対して積極的に指導警告を行うとともに、制動装置不良自転車運転のような違反態様それ自体が危険を生じさせるおそれの高い違反行為、歩行者や通行車両に具体的危険を生じさせたり、警察官の指導警告に従わないなど悪質・危険な自転車利用者に対する検挙措置を推進する。</p> <p>(4) 通学路における効果的な指導取締りの推進</p> <p>通学路における児童の安全を確保するため、交通事故の発生状況や地域住民からの取締り要望等を踏まえて、通学時間帯において通行禁止違反を始めとする児童の安全を脅かす交通違反に重点を置いた指導取締りを推進する。</p>		

項目	1 交通の指導取締りの強化等	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(2) 高速自動車国道等における指導取締りの強化	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>高速自動車国道等においては、重大な違反行為はもちろんのこと、軽微な違反行為であっても重大事故に直結するおそれがあることから、交通の指導取締り体制の整備に努め、交通流や交通事故発生状況等の交通の実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止及び交通流の整序を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を重点に飲酒運転、著しい速度超過、過積載、車間距離不保持等重大事故に直結する違反の指導取締りを強化する。</p> <p>(2) 高速道路においては、後部座席のシートベルト着用による被害軽減効果が高いことから、インターチェンジ入口等におけるシートベルト非着用の指導取締りを強化し、後部座席を含めたシートベルト着用の徹底を図る。</p>		

項目	1 交通の指導取締りの強化等	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(3) 科学的な指導取締りの推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>交通事故発生状況と指導取締り実施状況等を分析するとともに、速度違反自動取締装置の整備を推進するなど、交通事故実態に的確に対応した科学的かつ効率的な指導取締りを推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>北川式呼気中アルコール測定器（DPA-7、DPA-9）の配備、新型の速度違反自動取締装置（オービスⅢ-Lx型）への順次切り替えを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DPA-7 64台（平成26年3月末） DPA-9 31台（平成26年3月末） ・ オービスⅢ-Lx 5台（平成26年3月末） 		

項目	2 交通事故事件その他の交通犯罪の捜査体制の強化	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(1) 専従捜査体制の強化等	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 交通事件捜査及び交通事故捜査における、専従捜査員の捜査能力について一層の向上を図り、体制の充実に努める。</p> <p>2 計画の内容 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行に当たり、危険運転致死傷罪の適用を視野に入れた積極的な捜査を推進し、初動捜査における鑑識活動の強化を図るとともに、捜査員に対する実践的な指導教養を行うことにより、捜査能力の一層の向上を図る。</p>		

項目	2 交通事故事件その他の交通犯罪の捜査体制の強化	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(2) 初動体制及び科学捜査体制の強化	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 交通死亡事故等、重大な交通事故発生時における初動捜査を適正かつ迅速に対応するため、交通事故捜査支援係及び交通鑑識係の効率的運用を図り、交通事故捜査活動を推進する。また、機能性の高い事故捜査車両やデジタルステレオカメラ等交通鑑識資機材に加え、防犯カメラやドライブレコーダー等の記録を効果的に活用した科学的捜査を推進する。</p> <p>2 計画の内容 交通死亡事故等の重大な交通事故事件発生時に、警察本部員を警察署へ派遣し、初動の段階から組織的な捜査活動を推進する。</p>		

項目	3 暴走族対策の強化	(実施機関) 県社会活動推進課、県教委高等学校教育課、県教委義務教育課、県教委健康学習課、警察本部生活安全部、警察本部交通部
細目	(1) 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 「暴走族等の追放の促進に関する条例」に基づき、暴走族追放強調月間を設定し、暴走を「しない」「させない」「見に行かない」の3ない運動を強力に推進するとともに、暴走族追放キャンペーンを実施するなど暴走族追放気運の高揚を図る。</p>		

2 計画の内容

(県社会活動推進課、警察本部生活安全部)

(1) 県民等に対し、暴走族の凶悪性、反社会性の周知に努め、暴走族追放に向けた広報、啓発活動を推進し、暴走族追放気運の高揚を図る。

(県教委高等学校教育課、県教委健康学習課)

(2) 「免許はとらない」「買わない」「乗らない」「乗せてもらわない」の「四ない運動」を推進するとともに生徒が暴走族に加入したり、暴走行為をしないよう交通安全教育を徹底して啓発する。

(3) 保護者会、PTAの会合等を通して家庭にも「暴走行為の防止」を呼びかけ、地域ぐるみで防止に努める。

(警察本部生活安全部)

(4) 暴走族による犯罪行為や暴走族と暴力団とのつながりについてホームページやリーフレットなどを活用した広報を積極的に推進する。

また、中学生や高校生を中心とした暴走族加入防止教室や、学校、地域住民との連携による暴走族加入防止講話を開催し、暴走族への加入防止指導を推進する。

項目	3 暴走族対策の強化	(実施機関) 警察本部生活安全部、警察本部交通部
細目	(2) 暴走行為阻止のための環境整備	

1 計画の実施方針及び重点施策

暴走族のい集場所として利用されやすい施設等の管理者との連携を強化し、暴走族をい集させない環境づくりを推進する。また、関係機関・団体との連携により、暴走行為ができない道路交通環境づくりを推進する。

2 計画の内容

(警察本部生活安全部、警察本部交通部)

暴走族のい集場所として利用されやすい公園の駐車場等の夜間閉鎖や、コンビニエンスストア等の駐車場からの締め出し等、暴走族のい集を防止するため必要な措置を講ずるよう積極的に働き掛ける。

また、ドリフト走行等の暴走行為が行われている道路や駐車場については、道路管理者等に対して、物理的にい集・暴走行為ができない措置を講ずるよう働き掛けるなど、道路交通環境づくりを積極的に推進する。

項目	3 暴走族対策の強化	(実施機関) 警察本部生活安全部、警察本部交通部
細目	(3) 暴走族に対する指導取締りの強化	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>取締り用装備資機材の充実を図り、現場検挙等による徹底した取締りを推進し、暴走行為の封圧を図る。また、暴走族が敢行する犯罪行為に対して各種法令を適用した検挙活動を推進するとともに、暴走族に影響を及ぼしている暴力団関係者の検挙に努め、暴走族と暴力団の切り離しによるグループの解体を積極的に推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>暴走行為の取締りに有効な装備資機材の充実を図り、これらを効果的に活用した現場検挙や証拠資料に基づく共同危険行為等の禁止違反による構成員の検挙を推進し、暴走行為の封圧を図る。また、暴走族が敢行する犯罪行為についても、各種法令の適用により構成員の検挙を進める。さらに、暴走族と関係のある暴力団関係者の徹底検挙により、暴走族と暴力団の切り離しを進め、暴走族グループの解体を推進する。</p> <p>小規模の集団による暴走行為に対しては、暴走に使用する車両の隠匿場所及び暴走族のい集場所等の的割り・よう撃取締りを積極的に実施し、暴走族の検挙を推進する。</p> <p>いわゆる旧車會（暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者のグループ）と呼ばれ、暴走行為を行うグループに対しては、共同危険行為等の禁止、整備不良運転、消音器不備、騒音運転、番号標表示義務違反等の各種法令違反に対する取締りを徹底する。</p> <p>また、再犯防止を徹底するため、暴走行為に使用された車両の押収を強化するほか、没収（没取）措置についての働き掛けを推進する。</p>		

項目	3 暴走族対策の強化	(実施機関) 警察本部生活安全部、警察本部交通部
細目	(4) 暴走族関係事犯者の再犯防止	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>暴走族関係事犯の捜査においては、グループの解体と合わせ、グループからの離脱支援並びに暴力団と関わりのある者に対する暴力団からの離脱指導及び支援活動による再犯防止に努める。また、少年の適正な処遇のため、要保護性、ぐ犯性等に関する調査を徹底し、遵法精神のかん養等再犯防止に重点を置いた個別指導の実施に努める。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>暴走族に対する運転免許の行政処分については、特に迅速かつ厳正に実施する。</p> <p>暴走族関係事犯の捜査においては、非行の背景となっている行状、性格及び家庭等の被疑者を取り巻く環境等を明らかにし、適切な個別指導を実施する。</p> <p>特に暴走族のリーダーなどグループの中心的な構成員に対しては、マンツーマンによる指導を積極的に推進し、暴走行為の再犯防止、暴走族からの離脱指導及び支援活動を行う。</p> <p>また、暴力団との関わりのある者については、その実態を明らかにするとともに、暴力団から離脱するよう指導及び支援活動を徹底する。</p> <p>さらに、暴走族問題は地域社会に深く関わる問題であることにかんがみ、関係機関・団体で構成される「暴走族のいないまちづくり推進協議会」が実施する暴走族追放強調月間等における啓発活動を通じ、地域社会が一体となった青少年の非行防止・暴走族加入防止活動を推進する。</p>		

項目	3 暴走族対策の強化	(実施機関) 中部運輸局愛知運輸支局、 警察本部生活安全部、警察本部交通部
細目	(5) 車両の不正改造の防止	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、保安基準に適合しない競技用車両等の部品などが不正な改造に使用されないことがないよう、「不正改造車を排除する運動」を通じ、広報活動の推進及び企業・関係団体に対する指導を積極的に行う。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 「不正改造車を排除する運動」の実施</p> <p>(2) 街頭指導検査の実施</p> <p>(3) 暴走族の取締りにおいては、騒音に係る整備不良車両運転、消音器不備、番号標表示義務違反等の車両の不法改造の取締りを強化するとともに、道路運送車両法による整備命令制度の効果的な運用が図られるよう関係機関との連携を強化する。</p> <p>(4) 自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った者に対して、必要に応じて立ち入り検査を行う。</p> <p>(5) 違法行為を敢行する旧車會に対する実態把握に努め、不正改造等の取締りを推進する。</p>		

第6節 救助・救急体制の充実

項目	1 救助・救急体制の整備	(実施機関) 県消防保安課
細目	(1) 救助体制の整備・拡充	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 交通事故に起因する救助・救急業務の増大及び内容の複雑多様化に対処するため、救助・救急活動の円滑な実施を期する。</p> <p>2 計画の内容 救助・救急体制について円滑な運用を図るとともに、資機材等の充実を図る。</p>		

項目	1 救助・救急体制の整備	(実施機関) 県消防保安課、県医務国保課													
細目	(2) 救助・集団救急体制の整備														
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、連絡体制の整備、救護訓練の実施及び災害派遣医療チーム（DMAT-※）の活用等、救助・集団救急事故体制を推進する。</p> <p>2 計画の内容 (県消防保安課) (1) 大規模災害時の消防力の広域的運用を図るため、発災時における消防機関相互の広域応援体制を確立する愛知県消防広域応援基本計画の円滑な運用を推進する。 (県医務国保課) (2) 救急医療施設運営費補助金（2次～3次） 救急医療体制（2次～3次）の円滑な運用を図る。</p> <table border="1" data-bbox="268 1379 1422 1621"> <thead> <tr> <th>救急医療体制</th> <th>補助金名</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2次救急医療体制</td> <td>小児救急医療支援事業費補助金</td> <td>15,435千円</td> </tr> <tr> <td>第3次救急医療体制</td> <td>救命救急センター運営費補助金</td> <td>527,142千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 広域災害・救急医療情報システム事業 広域災害・救急医療情報システム事業の円滑な運営を図る。</p> <table border="1" data-bbox="268 1738 1422 1939"> <thead> <tr> <th>事業内容</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内全市町村を対象に、協力医療機関から情報を集め、救急患者に最寄りの医療機関の情報を提供する。</td> <td>390,433千円</td> </tr> </tbody> </table>			救急医療体制	補助金名	事業費	第2次救急医療体制	小児救急医療支援事業費補助金	15,435千円	第3次救急医療体制	救命救急センター運営費補助金	527,142千円	事業内容	事業費	県内全市町村を対象に、協力医療機関から情報を集め、救急患者に最寄りの医療機関の情報を提供する。	390,433千円
救急医療体制	補助金名	事業費													
第2次救急医療体制	小児救急医療支援事業費補助金	15,435千円													
第3次救急医療体制	救命救急センター運営費補助金	527,142千円													
事業内容	事業費														
県内全市町村を対象に、協力医療機関から情報を集め、救急患者に最寄りの医療機関の情報を提供する。	390,433千円														

※ DMAT : Disaster Medical Assistance Team

項目	1 救助・救急体制の整備	(実施機関) 県消防保安課、県医務国保課、県教委高等学校教育課、県教委義務教育課、県教委特別支援教育課、県教委健康学習課、県教委体育スポーツ課、警察本部交通部
細目	(3) 心肺そ生法等の応急手当の普及啓発活動の推進	

1 計画の実施方針及び重点施策

現場におけるバイスタンダーによる応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当について、消防機関が行う講習会等、普及啓発活動を推進する。

このため、応急手当の知識・実技の普及を図ることとし、消防機関においては、指導資料の作成・配布、講習会の開催等を推進するとともに、救急の日、救急医療週間等の機会を通じて広報啓発活動を積極的に推進する。

また、救急要請受信時における応急手当の指導を推進する。

加えて、学校においては、小学校（中高学年）、中学校、高等学校等の教科「保健体育」等において止血法や包帯法、心肺そ生法等の応急手当について指導の充実を図るとともに、心肺そ生法の実習や自動体外式除細動器の知識の普及を含む各種講習会の開催により教員の指導力の向上を図る。

2 計画の内容

(県消防保安課)

- (1) 県内のAEDの設置場所をデータベース化し、地理情報と統合した「あいちAEDマップ」を運営するとともに、登録数の増加を図る。これを消防の通報システムの中に取り入れ、通報者に対してAEDを含めた口頭指導の実施を推進する。また一般の人でも設置場所を把握できるようにホームページで公開する。

(県医務国保課)

- (2) 救急の日（9月9日）にちなみ、県民に救急医療、救急業務に対する理解と協力を得ることに努める。

救急医療推進大会の開催 約300人

- ・ 救急医療功労者・救急業務功労者の表彰
- ・ 講演会及び救急そ生法の講習会（実技指導）

(県教委高等学校教育課、県教委義務教育課、県教委特別支援教育課、県教委健康学習課、県教委体育スポーツ課)

- (3) 小学校（中高学年）、中学校、高等学校等の保健体育、特別活動及び総合的な学習の時間等において、心肺そ生法等（AEDの使用法を含む）の応急手当について指導する。

(警察本部交通部)

- (4) 自動車教習所における教習及び取得時講習、更新時講習等において応急救護措置に関する知識の普及に努める。

項目	1 救助・救急体制の整備	(実施機関) 県消防保安課、県医務国保課
細目	(4) 救急救命士の養成・配置等の促進、ドクターカーの活用促進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のため、県内すべての消防機関において救急救命士を計画的に配置できるよう、その養成を図り、救急救命士の処置範囲の拡大により可能となった気管挿管、薬剤投与を円滑に実施するための実習の実施を推進する。</p> <p>また、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(県消防保安課)</p> <p>(1) 心肺機能停止状態に陥った傷病者に対する高度かつ専門的な応急処置ができる救急救命士の養成を実施するため、財団法人救急振興財団に対して、負担金を支出する。</p> <p>また、救急救命士の早期養成の必要から、名古屋市救急救命研修所等においても救急救命士を養成する。</p> <p>救急振興財団負担金 20,800千円 養成計画人数 55人</p> <p>(県医務国保課)</p> <p>(2) ドクターカーを保有している救命救急センターに運営費補助金を行う。</p> <p>ドクターカー保有救命救急センター数 2か所（愛知医科大学病院、藤田保健衛生大学病院）</p>		

項目	1 救助・救急体制の整備	(実施機関) 県消防保安課、中日本高速道路株式会社
細目	(5) 救助・救急施設の整備の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>救助・救急活動の的確かつ迅速な実施を図るため、救助工作車、救助資機材、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を推進するとともに、円滑な活動指令や情報収集が行える消防緊急通信指令施設の整備を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(県消防保安課)</p> <p>救助・救急活動の円滑な実施を図るため、消防力の基準に基づき、市町村消防施設の整備促進を図る。</p>		

項目	1 救助・救急体制の整備	(実施機関) 県消防保安課
細目	(6) 防災ヘリコプターによる救急業務の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 ヘリコプターは交通事故の状況把握、負傷者の救急搬送に有効であることから、ドクターヘリとの相互補完体制を含めて、救助・救急業務における愛知県防災ヘリコプター『わかしゃち』の積極的活用を推進する。</p> <p>2 計画の内容 愛知県防災ヘリコプター『わかしゃち』による救助・救急搬送業務の実施に万全を期する。</p>		

項目	1 救助・救急体制の整備	(実施機関) 県消防保安課						
細目	(7) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実							
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 複雑多様化する救助・救急活動に対応できるよう、救助・救急隊員の教育訓練を推進し、知識・技術等の一層の向上を図る。特に救急隊員の行う応急処置の範囲拡大に対応した訓練等、救急隊員の資質向上に積極的に取り組んでいく。</p> <p>2 計画の内容 救助隊員及び救急隊員の養成と資質向上を図るため、県消防学校及び市町村において教育訓練を実施する。 県消防学校の教育訓練</p> <table border="0"> <tr> <td>救助科</td> <td>40人(40人×1回)</td> <td>140時間</td> </tr> <tr> <td>救急科</td> <td>225人(75人×3回)</td> <td>257時間</td> </tr> </table>			救助科	40人(40人×1回)	140時間	救急科	225人(75人×3回)	257時間
救助科	40人(40人×1回)	140時間						
救急科	225人(75人×3回)	257時間						

項目	1 救助・救急体制の整備	(実施機関) 県消防保安課、中日本高速道路株式会社
細目	(8) 高速自動車国道等における救急業務体制の整備	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 高速自動車国道等における救助・救急業務については、中日本高速道路株式会社と沿線市町村等が相互協力して、適切かつ効率的な人命救護を行うこととする。 このため、中日本高速道路株式会社及び沿線市町村等は相互に連携を強化するとともに、業務に必要な施設等の整備、従事者に対する教育訓練の実施等を推進するものとする。</p>		

2 計画の内容

(県消防保安課)

(1) 愛知県下高速道路消防連絡協議会負担金

高速自動車国道の沿線の市町村等で組織する協議会に指導・助言を行い、高速自動車国道における沿線市町村等相互の協力体制の推進及び円滑な救助・救急業務の実施を促進する。

予算額 40千円

(2) 知多半島道路・南知多道路は、自動車専用道路のため、沿線市町村は相互に連携を強化し、効率的な人命救護を行う。

(3) 高速自動車国道等の本線道路上及び付帯施設におけるドクターヘリ及び消防防災ヘリコプターの離着陸に係る関係機関の連携を強化することにより、ヘリコプターによる効果的な救助・救急活動を実施する。

(中日本高速道路株式会社)

(4) 高速自動車国道における救急・救助体制の整備

ア 高速自動車国道沿線の市町村で組織する協議会の行う事業に対し、負担金を納付し、高速道路における沿線市町村の協力体制の強化及び適切かつ効率的な救急業務の実施を促進する。

イ 高速自動車国道の救急業務を担当する市町村に対し財政援助を講ずる。

(10市1町4組合)

項目	1 救助・救急体制の整備	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(9) 現場急行支援システムの整備及び緊急通報システムへの対応	

1 計画の実施方針及び重点施策

現場急行支援システム (FAST-※) の整備及び緊急通報システム (HELP-※) への適正な対応を図る。

2 計画の内容

(1) 現場急行支援システムの整備

緊急車両が現場に到着するまでのレスポンスタイムの縮減及び緊急走行時の交通事故防止のため、緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システム (FAST) の整備を図る。

(2) 緊急通報システムの対応

交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期かつ的確な救出及び事故処理の迅速化のため、人工衛星を利用して位置を測定するGPS技術を活用し、自動車乗車中の事故発生時に車載装置・携帯電話を通じてその発生場所の位置情報等を警察に通報することなどにより緊急車両の迅速な現場急行を可能にする緊急通報システム (HELP) の適正な対応を図る。

※ FAST : Fast Emergency Vehicle Preemption Systems

※ HELP : Help system for Emergency Life saving and Public safety

項目	2 救急医療体制の整備	(実施機関) 県医務国保課													
細目	(1) 救急医療機関等の整備														
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 救急医療体制（2次～3次）の施設等の整備と円滑な運営を図る。 また、昭和54年3月から救急医療情報システムを運営しているが、平成16年6月からインターネットで救急医療機関の情報を一般県民に公開している。</p> <p>2 計画の内容 (1) 救急医療施設運営費補助金（2次～3次）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救急医療体制</th> <th>補助金名</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2次救急医療体制</td> <td>小児救急医療支援事業費補助金</td> <td>15,435千円</td> </tr> <tr> <td>第3次救急医療体制</td> <td>救命救急センター運営費補助金</td> <td>527,142千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 救急医療情報システム事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業内容</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内全市町村を対象に、協力医療機関から情報を集め、救急患者に最寄りの医療機関の情報を提供する。</td> <td>390,433千円</td> </tr> </tbody> </table>			救急医療体制	補助金名	事業費	第2次救急医療体制	小児救急医療支援事業費補助金	15,435千円	第3次救急医療体制	救命救急センター運営費補助金	527,142千円	事業内容	事業費	県内全市町村を対象に、協力医療機関から情報を集め、救急患者に最寄りの医療機関の情報を提供する。	390,433千円
救急医療体制	補助金名	事業費													
第2次救急医療体制	小児救急医療支援事業費補助金	15,435千円													
第3次救急医療体制	救命救急センター運営費補助金	527,142千円													
事業内容	事業費														
県内全市町村を対象に、協力医療機関から情報を集め、救急患者に最寄りの医療機関の情報を提供する。	390,433千円														

項目	2 救急医療体制の整備	(実施機関) 県医務国保課								
細目	(2) 救急医療担当医師の養成									
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 幅広い診療科に対応できる救急医療担当医師を養成する。</p> <p>2 計画の内容 下記大学に寄附を行い、救急医療学講座を設置して、県内の救急医療体制の確保を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設置大学及び寄附額（単年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 藤田保健衛生大学</td> <td>30,000千円</td> </tr> <tr> <td>・ 愛知医科大学</td> <td>30,000千円</td> </tr> <tr> <td>・ 名古屋市立大学</td> <td>30,000千円</td> </tr> </tbody> </table>			設置大学及び寄附額（単年度）		・ 藤田保健衛生大学	30,000千円	・ 愛知医科大学	30,000千円	・ 名古屋市立大学	30,000千円
設置大学及び寄附額（単年度）										
・ 藤田保健衛生大学	30,000千円									
・ 愛知医科大学	30,000千円									
・ 名古屋市立大学	30,000千円									

項目	2 救急医療体制の整備	(実施機関) 県医務国保課
細目	(3) ドクターヘリ事業の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>救急患者への救命医療を救急現場から直ちに行い、救急医療施設へ一刻も早く搬送し、交通事故等で負傷した患者の救命率の向上や後遺症を軽減させるため、医師等が同乗し救命医療を行いながら搬送できるドクターヘリ活用の促進を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>愛知医科大学病院が行うドクターヘリ運航に必要な経費に対して補助する。</p> <p>ドクターヘリ運営費補助金 209,304千円</p>		

第 7 節 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進

項目	1 自動車損害賠償保障制度の充実等	(実施機関) 中部運輸局愛知運輸支局
細目		
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 自賠責保険の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを広報活動等を通じて広く周知するとともに、街頭における指導取締及び監視活動の強化等を行い、無保険車両の運行防止を徹底する。</p> <p>2 計画の内容 街頭における指導取締、監視活動を実施する。</p>		

項目	2 損害賠償の請求についての援助等	(実施機関) 県県民生活課
細目	(1) 地方公共団体による交通事故相談活動の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 交通事故被害者救済を迅速かつ的確に推進するため、県民生活プラザと市町村及び関係援護機関との連携・協力体制を一層緊密にして交通事故当事者に対する相談体制の充実を図る。 また、複雑多様化する相談事案に対応するため、愛知県及び市町村相談員の研修を実施し、相談員の資質の向上を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 交通事故相談窓口の充実 中央、尾張、知多、西三河、豊田加茂及び東三河の各県民生活プラザに交通事故相談員を常駐させ、交通事故相談に応ずるほか、利用者の便宜を図るため、海部県民生活プラザと新城設楽県民生活プラザを定期的に巡回し相談に応じる。 相談件数 約 1,600 件</p> <p>(2) 交通事故相談内容の充実 県交通事故相談員及び市町村交通事故相談員等の資質向上を図るため研修会を開催する。 研修回数 2 回</p> <p>(3) 広報活動の充実 県民を対象に「県民生活プラザのご案内」を配布する。(配付部数 16,000 部)</p>		

項目	2 損害賠償の請求についての援助等	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(2) 交通被害相談アドバイザー等による交通事故相談活動の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>交通事故被害者に対する適正かつ迅速な救助の一助とするため、救済制度の教示や交通被害相談アドバイザーによる交通事故相談活動を推進する。また、交通安全活動推進センターにおいても交通事故の相談に関する業務を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 交通被害相談アドバイザー 豊橋、岡崎及び豊田警察署に各1人、合計3人配置し、交通事故の被害者に対する情報提供、相談等の業務の充実を図る。</p> <p>(2) 交通安全活動推進センター 愛知県公安委員会が交通安全活動推進センターとして指定した交通安全協会（名古屋市北区成願寺町）の相談員5人により、交通事故の相談に関する業務を推進する。</p>		

項目	3 交通事故被害者支援の充実強化	(実施機関) 県児童家庭課												
細目	(1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実													
<p>1 計画の実施方針及び重点</p> <p>交通遺児等の健全育成及び福祉増進のために遺児手当を支給する。また、交通遺児等に対し援護を行い、これら生徒の健全な育成を図る。さらに、交通事故による負傷者を医療機関へ搬送した者に対して、負傷者を搬送したことにより、搬送者の被服、車両の座席等が汚、破損した時に報償金を贈与して、迅速な救護活動と交通道德の向上を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(県児童家庭課)</p> <p>遺児手当の支給</p> <p>両親又は片親が交通事故等により、死亡もしくは重度の障害(身障手帳1・2級程度)となった場合、18歳以下(年度末の末日まで)の遺児を監護・養育している者に手当を支給する。ただし、平成25年度新規認定者から、公的年金が受給できる方は対象外となっている。</p> <table> <tr> <td>手 当 額</td> <td>児童1人月額</td> <td>4,350円(支給開始～3年目)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2,175円(4年～5年目)</td> </tr> <tr> <td>対象児童数</td> <td colspan="2">171人(平成26年1月末現在)</td> </tr> <tr> <td>予 算 額</td> <td colspan="2">2,052,267千円</td> </tr> </table> <p>(交通遺児家庭以外のひとり親家庭等への支給も含む。)</p>			手 当 額	児童1人月額	4,350円(支給開始～3年目)			2,175円(4年～5年目)	対象児童数	171人(平成26年1月末現在)		予 算 額	2,052,267千円	
手 当 額	児童1人月額	4,350円(支給開始～3年目)												
		2,175円(4年～5年目)												
対象児童数	171人(平成26年1月末現在)													
予 算 額	2,052,267千円													

項目	3 交通事故被害者支援の充実強化	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(2) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>ひき逃げ事件、交通死亡事故等の被害者等に対しては、「交通事故被害者の手引」を活用して刑事手続きの概要等の教示、被疑者検挙の有無、処分の結果等を連絡するなど交通事故の被害者等の心情に配慮した適切な被害者連絡の充実を図る。</p> <p>さらに、警察本部の被害者連絡調整官が、各警察署で実施する被害者連絡について指導を行うほか、被害者連絡調整官補佐等を指揮して、組織的な対応を図るとともに、交通事故被害者等の心情に配慮した対応を適切に実施するための教養に努める。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 「交通事故被害者の手引」の作成配布 刑事手続き救済制度等を記載したパンフレット・リーフレットを被害者に配布し、実効の上がる情報提供を推進する。</p> <p>(2) 被害者連絡の実施等 捜査状況連絡など継続的な被害者連絡を確実に実施し、被害者連絡制度の徹底を図るとともに重大交通事故の被害者等から、交通事故の加害者に係る意見の聴取等の期日等や行政処分の結果について問合せがあった場合に適切に対応するなど交通事故被害者等の心情にも配慮した行政処分制度の運用を図る。</p> <p>(3) 被害者支援要員制度の活性化 被害者等のニーズを的確に把握し、それに応えるための支援要員を効果的に運用し、適切な被害者支援を実施する。</p> <p>(4) 交通事故被害者等の声を反映した講習等の推進 交通違反や事故を起こして、行政処分を受けた者が交通事故の惨状を十分に認識するよう、各種講習において、交通事故被害者等の切実な訴えが反映されたビデオ、手記等を活用するなど交通事故被害者等の声を反映した講習の実施に努める。</p>		

第 8 節 研究開発及び調査研究の充実

項目	1 道路交通の安全に関する研究開発の推進	(実施機関) 中部地方整備局、県交通対策課、県道路維持課、警察本部交通部、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社
細目	(1) 高度道路交通システム(ITS)に関する研究開発の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>ITSは、最先端の情報通信技術の活用により、交通事故、渋滞等の道路問題の解決のみならず、大気汚染等の環境負荷問題の解決、高齢化が進む中での安全性・利便性の確保などを可能とする新しい社会システムとして、その構築が求められている。</p> <p>その中で、ITSの有用性のアピールや、その実現化に向けたフィールド提供などに取り組むとともに、安全性、輸送効率及び快適性の向上、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に大きく寄与するものとして、研究開発を推進するとともに、その成果の普及を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(県交通対策課)</p> <p>(1) 「愛知県ITS推進協議会」の運営</p> <p>民間企業、大学研究機関、国・地方自治体等の産・学・行政一体の推進体制により、ITSを活用した交通事故対策の実証実験や、ITSの研究成果や最新技術を紹介するセミナーやイベントなどの普及啓発活動等を実施する。</p> <p>(警察本部交通部)</p> <p>(2) ムーブメント信号制御方式による信号制御の高度化に関するモデル事業の実施</p> <p>交通量の変動が大きく、通常の制御方式では対応しきれないエリアにおいて、モデル事業として導入したムーブメント信号制御方式の効果を引き続き検証する。</p> <p>※ ムーブメント信号制御方式とは、交差点周辺に設置した車両感知器から得た、各進行方向別の交通量(ムーブメント)を信号制御機が分析・判断し、交通量に応じた青信号(青矢印)を割り振ることにより、交通の安全と円滑を図ることを目的とする信号制御方式。</p>		

項目	1 道路交通の安全に関する研究開発の推進	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(2) 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>高齢社会の進展に伴う交通事故情勢の推移に対応して、高齢者が安全にかつ安心して移動・運転できるよう、適切な安全対策を実施するため、道路を利用する高齢者及び高齢運転者の交通行動特性を踏まえた効果的な交通事故防止対策の立案に関する研究を推進する。</p>		

2 計画の内容

高齢者の行動特性を理解させる運転者教育の推進

- (1) 運転免許更新時講習や事業所等における交通講話を実施する場合、一般運転者に対して高齢者の行動特性や高齢歩行者・自転車利用者の交通事故実態、特徴等を周知して理解させるなど、一般運転者に対する交通安全教育を推進する。
- (2) 早朝及び薄暮時から夜間の交通死亡事故は、高齢者が歩行中又は自転車利用中に多く発生していることから、夜間の危険性を理解させるため、自動車を利用した蒸発現象や色彩変化による視認性実験等を実施するなど、より実践的な交通安全教室を開催する。
- (3) 指定自動車教習所に対して、高齢歩行者、自転車事故の実態やその特徴等の情報提供を行い、実際に発生した交通事故事例を活用した一般運転者教育の実施を働き掛ける。

項目	1 道路交通の安全に関する研究開発の推進	(実施機関) 県道路維持課、名古屋高速道路公社
細目	(3) 交通安全対策の効果評価の充実	

1 計画の実施方針及び重点施策

交通安全対策のより効率的、効果的、重点的な推進を図るため、各種の対策による交通事故削減効果について客観的な事前評価、事後評価を実施するとともに、評価を効率的に行うためのデータ収集・分析等の充実を図る。

2 計画の内容

(県道路維持課)

- (1) 事故危険箇所等においては、対策実施に伴い事前・事後調査を行うとともに、学識経験者、道路管理者、交通管理者等により構成される愛知県交通安全対策推進連絡会議に諮り対策効果を検証する。

(名古屋高速道路公社)

- (2) 学識経験者等からなる「名古屋高速道路の交通マネジメントに関する調査研究委員会（安全対策部会）」において交通事故の発生要因や交通環境を検証・分析する。

項目	1 道路交通の安全に関する研究開発の推進	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(4) その他の研究の推進	

1 計画の実施方針及び重点施策

多様な側面を有する交通安全対策のより効率的、効果的、重点的な推進を図るため、交通事故に関して統計学的な見地から分析を行い、交通事故の発生に関する傾向や特徴について、長期的な予測の充実を図る。

2 計画の内容

交通事故多発路線及び交通事故多発交差点における集中対策

- (1) 交通死亡事故が集中して発生している路線及び交通事故が多発している交差点について、集中的な交通安全対策を推進する。
- (2) 交通事故多発路線及び交通事故多発交差点を管轄する警察署は、交通事故の発生時間帯、場所、事故類型及び交通法令違反等を分析し、その結果を踏まえた交通指導取締りや交通監視活動、パトカー等による駐留監視、交通安全広報活動等の効果的な交通安全対策を推進する。

項目	2 道路交通事故原因の総合的な調査研究の実強化	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目		

1 計画の実施方針及び重点施策

交通事故防止は、合理的かつ的確な諸対策を推進する必要がある。

そのためには、交通事故発生メカニズムを解明するため、発生要因と、それに至るプロセスを科学的、実証的に調査・分析する必要があることから、的確な交通事故データ並びに関係機関の有する各種データ、情報等を最大限活用する総合的な調査研究を推進し、計画的な資料提供を行い、交通安全の推進を図る。

2 計画の内容

(中部地方整備局)

- (1) 交通安全対策合同委員会による調査、検討

管理区間の交通事故について、交通安全施設整備及び交通事故防止に効果的に活用するため、道路施設や事故状況の調査分析を行い、統合した事故統合データを作成する。また、今後の交通安全対策の検討を愛知県道路交通環境安全推進連絡会議において行っていく。

(県道路維持課)

- (2) 交通事故調査

効果的な交通安全対策を実施するため、県管理道路で発生した交通事故の事故統合データを作成し、事故の調査分析を行う。

(警察本部交通部)

- (3) 交通事故データの分析・活用

人身交通事故データを多角的に調査分析し、交通事故防止対策に活用する。

- (4) 交通事故現場における道路交通環境、事故要因等を徹底分析し、交通事故防止対策の推進を図る。

- (5) 交通関係資料の収集整理と活用

交通事故に関する各種情報を収集整理・資料化して交通事故抑止対策に有効活用を図る。

第 9 節 鉄道交通の安全

項目	1 鉄道交通環境の整備	(実施機関) 中部運輸局
細目	(1) 鉄道施設等の安全性の向上	
<p>計画の実施方針及び重点施策</p> <p>鉄道交通の安全を確保するために、軌道や路盤等の施設の保守及び強化を適切に実施するとともに、多発する自然災害へ対応するために、軌道や路盤等の集中豪雨等への対策の強化、駅部等の耐震性の強化等を推進する。老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、より安全性に優れたものへと計画的に更新を進める。</p> <p>また、鉄道事業者に対し、定期検査の厳正な実施及び適切な施設の維持管理の徹底を指導する。地方中小鉄道については、事業者が定めた安全輸送のための設備整備に係る計画に基づき、施設、車両等の適切な維持・改修等の促進を図る。</p> <p>地下鉄道の安全対策については、火災対策基準に適合していない地下駅等について、引き続き所要の火災対策施設の整備促進を図る。</p> <p>また、駅施設等については、高齢者、障害者等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、転落防止設備等の整備によるバリアフリー化を推進するとともに、プラットホームからの転落事故に対しては、列車の速度が高く、かつ、1時間当たりの運行本数の多いプラットホームについて、非常停止押しボタン又は転落検知マットの整備、プラットホーム下の待避スペースの確保等適切な安全対策を指導する。</p> <p>安全総点検等の機会を利用した技術面での指導や、研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進していく。</p>		

項目	1 鉄道交通環境の整備	(実施機関) 中部運輸局
細目	(2) 運転保安設備の整備	
<p>計画の実施方針及び重点施策</p> <p>J R 西日本福知山線列車脱線事故を受け、曲線や分岐器などの速度が制限される区間のような線路の条件に応じた速度制限機能付き A T S-※等の設置を列車速度、旅客列車の運行本数に照らして処置するなど、運転保安設備の整備・充実を図る。</p> <p>また、事故・地震発生等の緊急時において必要な情報を迅速に伝達できるよう列車無線等の通信装置の整備・高度化を促進する。</p>		

※ A T S : Automatic Train Stop 自動列車停止装置

項目	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	(実施機関) 中部運輸局
細目		
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 鉄道交通の安全を確保するため、全国交通安全運動等の広報活動を通じ、一般に周知することにより、安全意識の高揚を図る。</p> <p>2 計画の内容 運転事故の約90%を占める踏切障害事故と人身障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。 このため、鉄道の安全利用に関して策定した手引きも参考として安全設備の正しい利用方法の表示の整備等により、利用者等へ安全に関する知識を分かりやすく、的確に提供するよう指導する。 また、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。 さらに、建設工事・保守作業等施設の建設・保守に携わる作業員についても、安全対策の徹底を図るよう、鉄道事業者を指導する。</p>		

項目	3 鉄道の安全な運行の確保	(実施機関) 中部運輸局
細目	(1) 運転士の資質の保持	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。また、資質が保持されるよう、運転管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導する。</p> <p>2 計画の内容 鉄道の乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制及び教育内容について、教育成果の向上を図るよう指導する。また、乗務員及び保安要員の適性の確保を図るため、適性検査の定期的な実施を図るよう指導するとともに、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。 また、乗務員等がその業務を十分に果たし、安全運転を確保できるよう、就業時における心身状態の把握を確実にを行うなどにより、職場における安全管理について適切な措置を講ずるよう指導する。</p>		

項目	3 鉄道の安全な運行の確保	(実施機関) 中部運輸局
細目	(2) リスク情報の分析・活用	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 重大な列車事故を未然に防止するため、リスク情報を関係者間において共有できるよう、インシデント等の情報を収集・分析し、速やかに鉄道事業者へ周知する。</p>		

2 計画の内容

運転状況記録装置等の活用や現場係員によるリスク情報の積極的な報告を推進するよう指導する。

さらに、国への報告対象となっていないリスク情報について、鉄道事業者による情報共有化を推進する。

項目	3 鉄道の安全な運行の確保	(実施機関) 中部運輸局、名古屋地方気象台
細目	(3) 気象情報等の充実	

1 計画の実施方針及び重点施策

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう予報・警報等を適時・適切に発表して、事故の防止・軽減に努める。

また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。

また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報の鉄道交通における利活用の推進を図る。

なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。

鉄道事業者は、これらの気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、鉄道施設の被害軽減及び列車運行の安全確保に努める。

2 計画の内容

(中部運輸局)

(1) 鉄道事業者は、鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な状況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な情報の迅速な伝達に努める。

また、鉄道事業者に対し、これらの気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理に反映させることで、鉄道施設の被害軽減及び列車の安全運行の確保に努めるよう指導する。

(名古屋地方気象台)

(2) 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な予報・警報等を発表するため、主に次に述べるような観測予報体制の強化を図る。

また、国際的な協力として、世界気象機関(WMO)が策定した世界気象監視(WWW)計画を積極的に推進する。

ア 静止気象衛星業務

運輸多目的衛星新1号(ひまわり6号)及び運輸多目的衛星新2号(ひまわり7号)の適切な運用を行うとともに、静止地球環境観測衛星(平成26年度打ち上げ予定)の製作を進める。

イ 地上気象観測業務

気象官署等の地上気象観測装置を平成22年度から5年計画で順次更新し、集中豪雨、局地的大雨等の実況監視体制を強化する。

(3) 地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等

地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・津波、火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

ア 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進

地震動の予報・警報として発表する緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等の更なる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。

イ 津波警報等の改善

東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえ、有識者等による津波警報の改善に向けた検討を行い、より住民の避難につながるよう、新しい津波警報等の情報文の運用を平成25年3月から開始した。

また、津波警報の発表をより確度の高いものとし、かつ迅速確実に行うため、巨大地震でも計測可能な広帯域強震計を国内に整備するとともに、海底津波計（ブイ式）を東北地方太平洋沖に設置し、津波警報の更新や沖合の津波情報への活用を開始した。

適確な防災対応に資するよう、新しい津波警報の運用を行うとともに、地震の規模や津波の状況を正確に把握し、迅速的確な津波警報の更新や沖合の津波情報の発表を行うため、広帯域強震計や沖合津波計の利活用を推進する。

ウ 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進

火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの設定や改善を推進する。

(4) 情報の提供等

鉄道の交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。

また、県民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かりやすく提供する。

ア 気象予報・警報等

気象による鉄道交通障害が予想されるときは、適時・適切に大雨、暴風、暴風雪、波浪、高潮の特別警報、大雨、洪水、大雪、暴風（強風）、暴風雪、高潮、波浪の警報・注意報及び気象等に関する情報を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により鉄道利用者に周知する。

イ 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による鉄道交通障害が予想されるときは、適時・適切に、気象庁が発表する緊急地震速報（予報及び警報）、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震情報等を、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により鉄道利用者に周知する。

ウ 東海地震に関連する情報

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。

また、東海地域の地震・地殻活動に変化があった場合には、その現象の状況に応じて気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報）を防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により鉄道利用者に周知する。

エ 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想されるときは、平常時からの火山防災協議会での共同検討の結果に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられる噴火警戒レベルを付して気象庁が発表する噴火警報等を防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(5) 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、予報、警報等の伝達などに関する説明会を開催する。

項目	3 鉄道の安全な運行の確保	(実施機関) 中部運輸局
細目	(4) 鉄道事業者に対する保安監査等の実施	
1 計画の実施方針及び重点施策 鉄道交通の安全な運行を確保するため、保安監査を通じて鉄道交通の安全確保の適切な指導を行う。		
2 計画の内容 鉄道事業者に対し、定期的に又は事故の発生状況に応じて保安監査を実施し、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況、安全管理体制等についての適切な指導を行う。 また、過去の指導のフォローアップを強化する等、保安監査の充実を図る。 主要な鉄道事業者の安全担当部長等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故及び事故防止対策に関する情報交換等を行う。 併せて、鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を行う。		

項目	3 鉄道の安全な運行の確保	(実施機関) 中部運輸局
細目	(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ適確な情報の収集・連絡を行う。</p> <p>併せて、鉄道駅において、利用者の安全確保及び運行情報や公衆電話・トイレ等の便宜の供与等が適切に実施できるよう日頃より計画的に備えるよう指導する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>大都市圏、幹線交通における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。</p>		

項目	4 鉄道車両の安全性の確保	(実施機関) 中部運輸局
細目		
<p>計画の実施方針及び重点施策</p> <p>科学技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。また、事故発生時における乗客、乗務員の被害軽減のための方策や、鉄道車両の電子機器等の誤動作防止のための方策の検討を行い、その活用を図る。</p>		

項目	5 救助・救急活動の充実	(実施機関) 中部運輸局
細目		
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>鉄道の重大事故等の発生に際して、関係機関と連携をとり、救助・救急体制の強化を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を推進するよう指導する。</p>		

項目	6 被害者支援の推進	(実施機関) 中部運輸局
細目		
<p>計画の実施方針及び重点施策</p> <p>被害者団体等の参画を得ながら、求められる交通事故被害者等支援の内容、事業者・自治体・国等の関係機関における役割分担のあり方、交通事故被害者等への一元的な窓口機能のあり方、そのために必要とされる制度のあり方などについて検討し、実情に沿った支援の仕組みや体制の整備に向けて必要な取り組みを行う。</p>		

項目	7 鉄道事故等の原因究明と再発防止	(実施機関) 中部運輸局
細目		
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>鉄道事故及び鉄道事故の兆候（鉄道重大インシデント）の原因究明調査を迅速かつ適確に行う。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>過去の事故等調査で得られたノウハウや各種分析技術、事故分析結果等のストックの活用により総合的な調査研究を推進し、その成果を原因の究明に反映させる。</p>		

項目	8 研究開発及び調査研究の充実	(実施機関) 中部運輸局
細目		
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>鉄道の安全性向上に関する研究開発を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>交通安全環境研究所においては、より安全度の高い鉄道システムを実現するため、施設、車両、運転等に関する新技術の評価とその効果予測に関する研究及びヒューマンエラー事故の防止技術に関する研究を行う。また、安全度の高い新しい交通システムの実用化を促進するため、安全性・信頼性評価に関する研究を推進する。</p> <p>また、近年発生した鉄道の重大事故等を踏まえ、鉄道総合技術研究所が行う事故及び災害時の被害軽減に関する試験研究・技術開発等、安全性の更なる向上に資する技術開発を推進する。</p>		

第10節 踏切道における交通の安全

項目	1 踏切道の立体交差化及び構造の改良の促進	(実施機関) 中部運輸局、中部地方整備局、県都市整備課、県道路維持課、県道路建設課、警察本部交通部
細目		
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>大都市及び主要な地方都市における踏切道については、踏切遮断時間、道路交通量等を考慮して、連続立体交差化等により、踏切道の除去を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっても、必要に応じて立体交差化を図る。</p> <p>立体交差化までに時間を要する「開かずの踏切」等について、効果の早期発現を図るための構造改良及び歩行者等立体横断施設の整備等を促進する。</p> <p>また、歩道が狭隘な踏切等における歩行者安全対策のための構造改良等を強力に推進する。</p> <p>さらに、「開かずの踏切」等の遮断時間が特に長い踏切等で、かつ道路交通量の多い踏切道が連担している地区等や、主要な道路との交差にかかわるもの等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、踏切道の除却を促進するとともに、道路の新設・改築にあたっては、必要に応じて立体交差化を図る。</p> <p>以上の構造改良等による「速効対策」と立体交差化による「抜本対策」との両輪による総合的な対策を促進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>＜立体交差化＞</p> <p>(県道路建設課)</p> <p>国道155号(石仏13号踏切) 江南市内 県道岐阜稲沢線(苅安賀1号踏切) 一宮市内</p> <p>(県都市整備課)</p> <p>名鉄名古屋本線・三河線 知立駅付近連続立体交差事業 JR武豊線 半田駅付近立体交差事業</p>		

項目	2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	(実施機関) 中部運輸局、警察本部交通部
細目		
<p>計画の内容</p> <p>(中部運輸局)</p> <p>1 踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。</p> <p>また、遮断時間の長い踏切ほど踏切事故件数が多い傾向が見られることから、主要な地方都市にある踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。</p> <p>さらに、自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。</p> <p>(警察本部交通部)</p> <p>2 道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、迂回路の状況等を勘案し、必要な交通規制を実施する。</p>		

項目	3 踏切道の統廃合の促進	(実施機関) 中部運輸局、県都市整備課、県道路維持課、県道路建設課
細目		
<p>計画の内容</p> <p>踏切道の立体交差化、構造改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。</p> <p>ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性に鑑み、近隣踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。</p>		

項目	4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	(実施機関) 中部運輸局、警察本部交通部
細目		
<p>計画の実施方針及び重点施策</p> <p>踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じ、踏切道予告標、I Tの導入による踏切関連交通安全施設の高度化を図るための技術開発等を進める。</p> <p>また、踏切事故は、直前横断、落輪等に起因するものが多いことから、自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の高揚及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るなど広報活動等を強化する必要がある。</p> <p>このため、広報活動等を強化するとともに、学校、自動車教習所等において、踏切の通行方法等の教育を引き続き推進する。</p> <p>このほか、踏切道に接続する道路の幅員については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないように努めるものとする。</p> <p>車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを行うとともに、踏切事故防止キャンペーンの展開等を通じ、踏切道を通行する自動車等の運転者及び歩行者に対し、踏切通行時における安全意識の高揚を図るとともに、安全かつ円滑な踏切道の確保及び踏切事故の防止を図る。</p>		